

平成 31 年 2 月 15 日  
記者発表資料

## 平成 30 年度受動喫煙に関する県民意識調査及び施設調査の結果（速報）について

神奈川県では、平成 30 年 9 月に受動喫煙に関する県民意識及び施設調査を実施し、この度その結果を取りまとめましたので、お知らせします。

### 1 結果の概要

- ・県民の 91.5%、施設管理者の 89.2%が「受動喫煙が健康に悪影響がある」と認識
- ・県民の 67.1%が、「禁煙や分煙のお店などの数が増えた」と認識
- ・県民の 60.3%、施設管理者の 60.5%が、「喫煙者へのマナー向上のための普及啓発」を期待

### 2 調査の概要

	受動喫煙に関する県民意識調査	受動喫煙に関する施設調査
調査対象	県内在住の満 20 歳以上の男女 5,000 名	県内に所在する条例対象施設 5,000 施設
抽出方法	住民基本台帳から層化無作為抽出	平成 28 年度経済センサス母集団 情報等から層化無作為抽出
調査方法	郵送による配布及び回収	
調査期間	平成 30 年 9 月 11 日（火）～ 9 月 25 日（火）	
回収結果	有効回収数 2,563 (有効回収率 51.3%)	有効回収数 2,434 (有効回収率 48.7%)

詳細は別添1～3をご確認ください。

### 問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課  
課長 加藤 電話 045-210-4770  
たばこ対策グループ 橋本 電話 045-210-5025

## 主な調査項目の結果概要

### 1 受動喫煙に対する意識と条例の認知状況

区 分	県 民		施設管理者	
	H30*1	H27	H30*2	H27
「受動喫煙」という言葉を認識	95.0%	87.0%	97.8%	95.6%
「受動喫煙が健康に影響がある」と認識	91.5%	89.5%	89.2%	93.5%
「受動喫煙防止条例」が制定されていることを認識	62.4%	56.6%	85.5%	85.5%

\*1 別添2 県民意識調査 問1、2、6 (P4-P5) 参照

\*2 別添3 施設調査 問1、2、4 (P5-P6、P9) 参照

### 2 受動喫煙防止対策に関する県民の認識状況 《県民の認識》

区 分	県 民	
	H30	H27
禁煙や分煙のお店などの数が「増えた」と認識	67.1%	65.9%
禁煙や分煙の表示を見かける回数が「増えた」と認識	62.3%	60.3%

\*別添2 県民意識調査 問10 (ア) (イ) (P7) 参照

### 3 受動喫煙防止対策に関する施設現状 《施設の現状》

区 分		施 設	
		H30	H27
第1種施設	禁煙（喫煙所設置含む）	85.1%	84.3%
	分 煙	11.7%	9.1%
第2種施設	禁煙（喫煙所設置含む）	57.4%	58.8%
	分 煙	4.5%	6.6%
特例第2種施設	禁煙（喫煙所設置含む）	30.2%	25.8%
	分 煙	4.5%	6.6%

\*別添3 施設調査 問9 (P17-P18) 参照

#### 4 県民・施設管理者が県に期待すること（複数回答可）

##### 《県民の期待》

質問の内容		H30	H27
①	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発	60.3%	63.5%
②	未成年者への喫煙防止教育	51.9%	55.7%
③	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発	50.2%	49.1%
④	受動喫煙防止に関する規制の強化	29.4%	26.1%
⑤	受動喫煙防止条例の着実な運用	28.7%	27.4%
⑥	たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート	27.1%	26.3%
⑦	施設管理者への経済的・技術的な支援	16.0%	12.2%
⑧	規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進	5.8%	5.2%

\*別添2 県民意識調査 問11 (P7) 参照

##### 《施設管理者の期待》

質問の内容		H30	H27
①	喫煙者へのマナー向上のための普及啓発	60.5%	64.6%
②	受動喫煙による悪影響についての普及啓発	43.6%	47.2%
③	未成年者への喫煙防止教育	34.3%	42.5%
④	たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート	23.4%	25.4%
⑤	受動喫煙防止条例の着実な運用	20.2%	17.6%
⑥	受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的な支援	19.7%	17.7%
⑦	受動喫煙防止に関する規制の強化	12.0%	11.6%
⑧	規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進	6.2%	3.6%
⑨	施設や団体との連携・協働	5.9%	5.5%
⑩	施設の管理者への技術的な支援	4.3%	5.0%

\*別添3 施設調査 問13 (P27-P28) 参照

#### 【参考】県民意識調査に係る回答者のプロフィール

性別 (N=2,563)		年齢		喫煙状況	
男性	43.4	20～29歳	7.1	吸わない	76.3
女性	56.2	30～39歳	12.3	毎日吸っている	12.0
無回答	0.4	40～49歳	18.5	時々吸う日がある	1.3
		50～59歳	15.8	以前は吸っていたが1か月以上吸っていない	10.2
		60～69歳	19.7	無回答	0.2
		70歳以上	25.8		
		無回答	0.8		

\* 本文中の用語については以下を意味する

- ・「施設管理者」 : 条例で定める「第1種施設」と「第2種施設（特例第2種施設を除く）」の管理を行っている者
- ・「第1種施設」 : 学校や病院、物品販売店、官公庁などの、禁煙の措置を講ずることが条例で義務付けられている施設
- ・「第2種施設」 : 飲食店や宿泊施設、ゲームセンターなどの、禁煙または分煙の措置を講ずることが条例で義務付けられている施設
- ・「特例第2種施設」 : 小規模な飲食店（調理場を除き100㎡以下）や小規模な宿泊施設（700㎡以下）などの、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じることが努力義務となっている施設

\* 調査結果数値は、別添2「平成30年度受動喫煙に関する県民意識調査」（速報）及び別添3「平成30年度受動喫煙に関する施設調査」（速報）をご覧ください。

## 「平成30年度受動喫煙に関する県民意識調査」（速報）

## 1 調査目的

県民の受動喫煙に関する意識及び県内の公共的施設における受動喫煙防止拓作の実施状況等を把握することにより、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料とすることを目的に実施した。

## 2 調査内容

## (1) 受動喫煙に対する意識

- ① 受動喫煙という言葉の認知状況
- ② 受動喫煙の健康影響についての認知状況
- ③ 受動喫煙の具体的健康影響についての認知状況
- ④ 在学中のたばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育の有無
- ⑤ たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けた時期

## (2) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の認知状況

- ① 条例の認知状況
- ② 条例の内容の認知状況
- ③ 条例の認知媒体、又は望ましい情報提供媒体

## (3) 受動喫煙防止対策の認識状況、県に期待すること

- ① 施設ごとの受動喫煙にあった経験
- ② 条例施行後の受動喫煙防止対策の変化の認識状況
- ③ 受動喫煙防止のために県に期待すること

## (4) 喫煙状況

- ① 喫煙の有無
- ② 喫煙時に気を付けていること
- ③ 自身の喫煙について考えていること

## 3 調査設計

- ① 調査地域 神奈川県全域
- ② 調査対象 神奈川県在住の満20歳以上の男女
- ③ 標本数 5,000サンプル
- ④ 標本抽出方法 住民基本台帳からの層化無作為抽出
- ⑤ 調査方法 郵送による配布及び回収
- ⑥ 調査期間 平成30年9月11日（火）～9月25日（火）

#### 4 回収結果

##### (1) 全体の回収結果

設計サンプル数	有効回収数	有効回収率
5,000	2,563	51.3%

##### (2) 地域別の回収結果

地 域		設計サンプル数	有効回収数	有効回収率
横 浜	横浜市全域	2,039	1,057	51.8%
川 崎	川崎市全域	804	349	43.4%
相模原	相模原市全域	392	205	52.3%
横須賀 三 浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町	402	208	51.7%
県 央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、 綾瀬市、愛川町、清川村	465	247	53.1%
湘 南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	706	382	54.1%
足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町	59	29	49.2%
西 湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	133	77	57.9%
無回答		—	9	—
全 体		5,000	2,563	51.3%

#### 5 回答者のプロフィール

##### (1) 居住地域 (N=2,563)

横浜	41.2%
川崎	13.6%
相模原	8.0%
横須賀三浦	8.1%
県央	9.6%
湘南	14.9%
足柄上	1.1%
西湘	3.0%
無回答	0.4%

##### (2) 性別 (N=2,563)

男性	43.4
女性	56.2
無回答	0.4

(3) 年齢 (N=2,563)

20～29歳	7.1
30～39歳	12.3
40～49歳	18.5
50～59歳	15.8
60～69歳	19.7
70歳以上	25.8
無回答	0.8

(4) 喫煙状況 (N=2,563)

吸わない	76.3
毎日吸っている	12.0
時々吸う日がある	1.3
以前は吸っていたが1か月以上吸っていない	10.2
無回答	0.2

(5) 喫煙時に気をつけていること (N=341)

公共的な場所では吸わない	63.0
指定されている喫煙場所以外では吸わない	82.1
禁煙の飲食店などでは吸わない	84.2
混雑している場合は吸わない	65.7
子どもや妊産婦、病人がそばにいる場合は吸わない	79.8
周りに食事中の人がいる場合は吸わない	53.1
周りの人の了解を得てから吸う	37.8
その他	9.1
気をつけていることはない	1.5
無回答	0.6

6 県民意識調査結果

**問1** あなたは「受動喫煙」という言葉をご存じでしたか。  
次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=2,563)  
(%)

1	言葉も意味も知っている	87.5
2	言葉は知っている	7.5
3	知らなかった(今回の調査で初めて知った)	4.8
4	無回答	0.3

**問2** あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。  
次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=2,563)  
(%)

1	健康への影響があると思う	91.5
2	健康への影響があると思わない【⇒問4にお進みください。】	1.8
3	わからない【⇒問4にお進みください。】	6.0
4	無回答	0.7

⇒《問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。》

**問3** あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。  
次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)  
(N=2,346) (%)

	そう思う	そう思わない	わからない	無回答
ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める	90.2	1.2	3.1	5.5
イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める	83.3	1.1	8.6	6.9
ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める	55.7	2.9	34.2	7.2
エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める	74.3	1.2	17.6	7.0

⇒《問4は、全員の方がお答えください。》

**問4** あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)  
(N=2,563) (%)

1	受けたことがある ⇒ 問5にお進みください。	20.8
2	受けたことはない ⇒ 問6にお進みください。	63.7
3	わからない ⇒ 問6にお進みください。	13.5
4	無回答	2.0

⇒《問5は、問4で「1 受けたことがある」を選んだ方がお答えください。》

**問5** あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。(○はいくつでも)  
(N=534) (%)

1	小学校	22.8	2	中学校	63.1
3	高等学校	50.6	4	短大・大学・専修学校等	19.3
5	その他(具体的)	3.4	6	無回答	1.5

⇒ **問6は、全員の方がお答えください。**

**問6** あなたは「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（以下「受動喫煙防止条例」といいます）についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。（○は1つ）  
(N=2,563) (%)

- |   |  |      |
|---|--|------|
| 1 | 内容を知っている ⇒ <b>問7</b> にお進みください。             | 14.4 |
| 2 | 条例があることは知っている ⇒ <b>問8</b> にお進みください。        | 48.0 |
| 3 | 知らなかった（今回の調査で初めて知った） ⇒ <b>問9</b> にお進みください。 | 36.0 |
| 4 | 無回答  | 1.6  |

⇒ **問7は、問6で「1 内容を知っている」を選んだ方がお答えください。》**

**問7** 次の受動喫煙防止条例の内容について、知っているものをすべて選んでください。（○はいくつでも）(N=370) (%)

- |   |  |      |
|---|--|------|
| 1 | 不特定または多数の者が利用する室内またはこれに準ずる環境での受動喫煙を防止するものである | 84.9 |
| 2 | 学校や病院、官公庁施設は禁煙である                            | 90.5 |
| 3 | 飲食店やホテル、娯楽施設は禁煙または分煙である                      | 86.8 |
| 4 | 小規模な飲食店や小規模な宿泊施設、パチンコ店やマージャン店は条例の規制が努力義務である  | 51.1 |
| 5 | 施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならない                   | 51.9 |
| 6 | 保護者がいっしょでも、喫煙所や喫煙席（区域）に未成年者を立ち入らせてはならない      | 46.2 |
| 7 | 喫煙が禁止されている場所で喫煙した場合、罰則（過料）が科される場合がある         | 67.0 |
| 8 | 施設管理者が条例で定められている義務を果たさない場合、罰則（過料）が科される場合がある  | 43.0 |
| 9 | 無回答  | 1.1  |

⇒ **問8は、問6で「1 内容を知っている」又は「2 条例があることは知っている」を選んだ方がお答えください。》**

**問8** あなたは受動喫煙防止条例を何で知りましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）(N=1,599) (%)

- |    |               |      |    |            |      |
|----|---------------|------|----|------------|------|
| 1  | 県のたより         | 31.1 | 2  | 市町村の広報誌    | 29.8 |
| 3  | 新聞報道          | 36.8 | 4  | テレビ・ラジオ番組  | 43.2 |
| 5  | タウン紙          | 8.1  | 6  | 雑誌         | 3.1  |
| 7  | イベント・街頭キャンペーン | 7.2  | 8  | 条例の説明会     | 0.8  |
| 9  | 県のチラシ・リーフレット  | 6.9  | 10 | ポスター       | 17.8 |
| 11 | ホームページ        | 3.2  | 12 | 家族・友人からの情報 | 12.9 |
| 13 | 学校・職場・団体からの情報 | 11.6 | 14 | 禁煙や分煙の表示   | 35.3 |
| 15 | その他（具体的に： ）   | 2.8  | 16 | 無回答        | 3.2  |

⇒ 《問9～問11は、**全員の方**がお答えください。》

**問9** あなたはこの**半年間**に神奈川県内の次の施設(屋外を除く)で受動喫煙にあいましたか。次の「施設」ごとに1つずつ選んでください。(1つの「施設」に○は1つ)  
(N=2,563) (%)

※ 受動喫煙防止条例では、第1種施設は禁煙に、第2種施設は禁煙または分煙を選択することとしており(ただし、どの施設も喫煙所の設置は可能)、罰則の対象となります。  
また、小規模な飲食店(調理場を除き100㎡以下)、小規模な宿泊施設(700㎡以下)などの特例第2種施設については禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めるとされており、罰則の対象から外れています。

施 設		よくあった	時々あった	あなかった	行かなかった	無回答
第1種施設	ア 学校(幼稚園、小中高校、大学など)	2.2	2.8	34.8	54.2	5.9
	イ 病院、診療所又は助産所、薬局、あん摩	3.4	4.1	75.5	11.6	5.4
	ウ 劇場、映画館、演芸場	2.9	4.9	47.2	39.1	5.9
	エ 観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	3.4	8.8	25.4	56.0	6.4
	オ 集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	3.7	11.0	36.5	43.0	5.8
	カ 展示場	2.0	5.0	32.9	53.6	6.5
	キ 体育館、ボウリング場などの屋内運動施設	2.1	6.1	29.3	56.3	6.2
	ク 公衆浴場(銭湯、サウナなど)	1.8	5.4	28.4	57.6	6.8
	ケ 百貨店、スーパーマーケットその他の物販販売店	4.6	12.0	73.3	4.4	5.7
	コ 銀行、保険会社などの金融機関	2.7	2.1	78.6	10.4	6.2
	サ 郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	1.9	2.3	67.4	21.5	6.9
	シ 駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル	7.6	24.2	52.4	10.2	5.5
	ス 鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	4.4	9.8	72.3	7.7	5.8
	セ 図書館、博物館、美術館	2.1	1.6	50.3	39.8	6.1
ソ 動物園、植物園、遊園地	1.7	7.1	30.7	54.2	6.4	
タ 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	1.7	1.6	33.4	57.2	6.1	
チ 官公庁施設	2.4	3.7	50.9	36.1	6.8	
第2種施設	ツ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く)	13.7	36.3	39.0	6.3	4.7
	テ ホテル、旅館などの宿泊施設(700㎡以下の小規模な施設を除く)(客室を除く)	4.4	13.8	39.5	36.7	5.6
	ト ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	9.1	13.7	15.5	55.7	6.1
特例第2種施設	ナ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設	14.1	32.8	32.4	15.5	5.2
	ニ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	3.6	3.0	3.0	83.8	6.6
	ヌ ホテル、旅館などの宿泊施設のうち700㎡以下の小規模な施設(客室を除く)	2.6	7.3	22.2	62.0	6.0
	ネ マージャン店、パチンコ店及び類似施設	7.3	3.4	3.0	80.3	6.0
ノ アからネに該当しないサービス施設	2.0	5.1	31.7	47.8	13.5	

※ 「ノ」に該当する施設(理美容院やクリーニング店など)は「第2種施設」になります。

**問 10** 平成 22 年 4 月に受動喫煙防止条例がスタートしてから、県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。

次のア～キについて、それぞれ 1 つずつ選んでください。(1 つの項目に○は 1 つ)  
(N=2,563) (%)

	増えた	減った	変わらない	わからない	無回答
ア 屋内禁煙や屋内分煙のお店などの数	67.1	6.6	8.1	16.9	1.3
イ 禁煙や分煙の表示を見かける回数	62.3	2.4	15.3	17.9	2.1
ウ 屋内禁煙や屋内分煙のお店などを利用する回数	35.6	5.5	44.2	12.6	2.1
	しやすくなった	しにくくなった	変わらない	わからない	無回答
エ 家族や子ども連れでお店などを利用すること	37.2	2.2	41.4	16.9	2.2
	増えた	減った	変わらない	わからない	無回答
オ 屋内の指定された喫煙場所の数	33.1	17.1	12.9	35.4	1.5
カ 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数	31.1	13.0	13.9	40.9	1.2
キ 屋外で喫煙する人の数	22.6	24.3	21.1	30.6	1.3

**問 11** あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。  
次の中から **3 つまで選んでください。(○は 3 つまで)** (N=2,563) (%)

1 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発	50.2
2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発	60.3
3 たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート	27.1
4 未成年者への喫煙防止教育	51.9
5 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的・技術的な支援	16.0
6 受動喫煙防止条例の着実な運用	28.7
7 受動喫煙防止に関する規制の強化【⇒ <b>問 12</b> もお答えください。】	29.4
8 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取り組みの促進 【⇒ <b>問 13</b> もお答えください。】	5.8
9 その他（具体的に )	2.9
10 無回答	0.9

⇒ **問 12 は、問 11 で「7 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ方のみお答えください**

**問 12** あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。  
あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=753) (%)

1 飲食店やホテル、娯楽施設などの第 2 種施設も禁煙にすべき	61.9
2 小規模な飲食店などの特例第 2 種施設(※)にも条例の規制を義務付けるべき	55.2
3 禁煙や分煙などの表示を全ての施設に義務付けるべき	55.6
4 罰則を厳しくすべき	51.8
5 職場も対象にすべき	37.1
6 屋外も対象にすべき	62.3
7 その他（具体的に : )	14.9
8 無回答	0.5

(※) 特例第 2 種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

⇒ 問13は、問11で「8 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選んだ方のみお答えください。

**問13** あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (N=149) (%)

- |   |                                     |      |
|---|-------------------------------------|------|
| 1 | 学校や病院、官公庁施設などの第1種施設も分煙を選択できるようにすべき  | 46.3 |
| 2 | 飲食店・ホテル、娯楽施設などの第2種施設も条例の規制を努力義務とすべき | 37.6 |
| 3 | 小規模な飲食店などの特例第2種施設(※)は条例の規制の対象から外すべき | 41.6 |
| 4 | 禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき              | 33.6 |
| 5 | 罰則を弱める、または無くすべき                     | 10.7 |
| 6 | 受動喫煙防止条例を無くすべき                      | 6.7  |
| 7 | その他(具体的に: )                         | 12.1 |
| 8 | 無回答                                 | 6.0  |

(※) 特例第2種施設については、禁煙または分煙にするなどの条例の規定に準ずる措置を講じるよう努めることとされており、罰則の対象から外れています。

**【参考】** ☆たばこを現在吸っている方に、参考までに今の喫煙に対するお考えをお聞きします。

ご自身の喫煙に対する今の気持ちを次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (N=341) (%)

- |   |                             |      |
|---|-----------------------------|------|
| 1 | たばこをやめたい                    | 19.6 |
| 2 | たばこの本数を減らしたい                | 27.0 |
| 3 | 今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない | 44.0 |
| 4 | その他(具体的に: )                 | 3.8  |
| 5 | 無回答                         | 5.6  |

## 【参考】

### 《受動喫煙にあった経験》（問7の再集計）

- より詳細な受動喫煙にあった経験を把握するため、「行かなかった」と「無回答」を除き再集計を行う。

施 設		よくあった	時々あった	あわなかった
第1種施設	ア 学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	5.5	7.1	87.4
	イ 病院、診療所又は助産所、薬局、あん摩	4.1	4.9	90.9
	ウ 劇場、映画館、演芸場	5.3	8.9	85.8
	エ 観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	9.1	23.4	67.5
	オ 集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	7.3	21.5	71.2
	カ 展示場	5.1	12.4	82.5
	キ 体育館、ボウリング場などの屋内運動施設	5.5	16.3	78.1
	ク 公衆浴場（銭湯、サウナなど）	5.1	15.2	79.6
	ケ 百貨店、スーパーマーケットその他の物販販売店	5.1	13.3	81.6
	コ 銀行、保険会社などの金融機関	3.3	2.5	94.2
	サ 郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	2.6	3.2	94.2
	シ 駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客線ターミナル	9.1	28.7	62.2
	ス 鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	5.1	11.3	83.6
	セ 図書館、博物館、美術館	3.9	3.0	93.1
	ソ 動物園、植物園、遊園地	4.3	17.9	77.8
タ 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	4.7	4.4	91.0	
チ 官公庁施設（ア～タに該当するものを除く）	4.2	6.6	89.2	
第2種施設	ツ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（小規模な施設を除く）	15.3	40.8	43.8
	テ ホテル、旅館などの宿泊施設（小規模な施設を除く）	7.6	23.9	68.4
	ト ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	23.7	35.8	40.6
特例第2種施設	ナ 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、小規模な施設	17.8	41.3	40.9
	ニ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	37.8	30.9	31.3
	ヌ ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、小規模な施設	8.2	22.7	69.1
	ネ マージャン店、パチンコ店及び類似施設	53.1	25.1	21.7
ノ	アからネに該当しないサービス施設（理美容院、クリーニング店など）	5.1	13.1	81.8

## 「平成30年度受動喫煙に関する施設調査」(速報)

### 1 調査目的

県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実施状況等を把握することにより、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し及び今後の受動喫煙防止対策推進方策を検討するための基礎資料とすることを目的に実施した。

### 2 調査内容

#### (1) 受動喫煙に対する意識

- ① 受動喫煙という言葉の認知状況
- ② 受動喫煙の健康影響についての認知状況
- ③ 受動喫煙の具体的健康影響についての認知状況

#### (2) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の認知状況

- ① 条例の認知状況
- ② 条例の内容の認知状況
- ③ 条例の認知媒体、又は望ましい情報提供媒体

#### (3) 受動喫煙防止対策の現状、今後の予定

- ① 受動喫煙防止対策の有無
- ② 受動喫煙防止対策に取り組む理由
- ③ 受動喫煙防止対策の具体的取組み内容
- ④ 受動喫煙防止対策の現状に対する利用客の反応
- ⑤ 今後の受動喫煙防止対策の予定

#### (4) 受動喫煙防止対策についての考え、県に期待すること

- ① 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題
- ② 受動喫煙防止のために県に期待すること

### 3 調査設計

- ① 調査地域 神奈川県全域
- ② 調査対象 神奈川県内に所在する公共的施設
- ③ 標本数 5,000サンプル
- ④ 標本抽出方法 平成28年度経済センサス母集団情報及び神奈川県の各機関、横浜市、川崎市などの各市から最新の情報の提供を受けて一覧を作成し、層化無作為抽出を行った。
- ⑤ 調査方法 郵送による配布及び回収
- ⑥ 調査期間 平成30年9月11日(火)～9月25日(火)

#### 4 回収結果

##### (1) 全体の回収結果

設計サンプル数	有効回収数	有効回収率
5,000	2,434	48.7%

##### (2) 施設種別毎の回収結果

施設種別	設計サンプル数	有効回収数	有効回収率
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	138	138	100.0%
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	260	183	70.4%
劇場、映画館、演芸場	75	26	44.0%
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）		7	
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	151	98	64.9%
展示場	4	4	100.0%
体育館、ボウリング場などの屋内運動施設	90	26	28.9%
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	70	41	58.6%
百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	400	100	25.0%
銀行、保険会社などの金融機関	120	70	58.3%
郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	70	40	57.1%
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル	50	2	42.0%
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両		19	
図書館、博物館、美術館、動物園	14	10	71.4%
動物園、植物園、遊園地	7	3	42.9%
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	330	181	54.8%
官公庁施設	105	101	96.2%
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	900	569	63.2%
ホテル、旅館などの宿泊施設	580	218	37.6%
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	250	61	24.4%
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	580	13	2.2%
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	280	96	34.3%
これらに該当しないサービス施設	535	342	63.9%
無回答		86	
全 体	5,000	2,434	48.7%

## 5 結果の集計にあたって

結果数値は、小数点第2位を四捨五入してあるので、合計が100.0%にならない場合がある。

## 6 施設詳細

### (1) 施設種別

区 分	(N)	(%)
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	138	5.7
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	183	7.5
劇場、映画館、演芸場	26	1.1
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	0.3
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	98	4.0
展示場	4	0.2
体育館、ボウリング場などの屋内運動施設	26	1.1
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	41	1.7
百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	100	4.1
銀行、保険会社などの金融機関	70	2.9
郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	40	1.6
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル	2	0.1
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	0.8
図書館、博物館、美術館、動物園	10	0.4
動物園、植物園、遊園地	3	0.1
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	7.4
官公庁施設	101	4.1
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	569	23.4
ホテル、旅館などの宿泊施設	218	9.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	61	2.5
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	13	0.5
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	96	3.9
これらに該当しないサービス施設	342	14.1
無回答	86	3.5
全 体	2,434	100.0

【参考：施設区分ごとの施設種別集計結果について】

施設種別	(N)	(%)
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	138	5.7
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	183	7.5
劇場、映画館、演芸場	26	1.1
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	0.3
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	98	4.0
展示場	4	0.2
体育館、ボウリング場などの屋内運動施設	26	1.1
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	41	1.7
百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店	100	4.1
銀行、保険会社などの金融機関	70	2.9
郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等	40	1.6
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル	2	0.1
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	0.8
図書館、博物館、美術館、動物園	10	0.4
動物園、植物園、遊園地	3	0.1
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	7.4
官公庁施設	101	4.1
<b>第1種施設 計</b>	<b>1,049</b>	<b>43.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	224	9.2
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	150	6.2
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	61	2.5
これらに該当しないサービス施設	342	14.1
<b>第2種施設 計</b>	<b>777</b>	<b>31.9</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,826</b>	<b>73.8</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	345	14.2
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	13	0.5
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	68	2.8
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	96	3.9
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>522</b>	<b>21.4</b>
無回答	86	3.5
<b>全 体</b>	<b>2,434</b>	<b>100.0</b>

## 7 施設調査結果

問1 「受動喫煙」という言葉をご存じでしたか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

(%)

区 分	総数 (件)	言葉も意味も知っている	言葉は知っている	知らなかった(今回の調査で初めて知った)	無回答
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	138	96.4	2.9	0.7	0.0
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	183	96.2	3.8	0.0	0.0
劇場、映画館、演芸場	26	100.0	0.0	0.0	0.0
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	7	100.0	0.0	0.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	98	90.8	8.2	1.0	0.0
展示場	4	100.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	26	92.3	0.0	7.7	0.0
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	41	90.2	4.9	0.0	4.9
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	100	91.0	7.0	1.0	1.0
銀行、保険会社などの金融機関	70	95.7	2.9	1.4	0.0
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	40	95.0	5.0	0.0	0.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	100.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	94.7	0.0	5.3	0.0
図書館、博物館、美術館	10	100.0	0.0	0.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	33.3	66.7	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	95.0	4.4	0.6	0.0
官公庁施設	101	99.0	1.0	0.0	0.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>1,049</b>	<b>94.9</b>	<b>4.1</b>	<b>0.8</b>	<b>0.3</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(第2種施設)	224	85.3	8.9	4.9	0.9
ホテル、旅館などの宿泊施設(第2種施設)	150	93.3	6.0	0.7	0.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	61	90.2	6.6	3.3	0.0
これらに該当しないサービス施設	342	88.0	9.4	2.3	0.3
<b>第2種施設 計</b>	<b>777</b>	<b>88.4</b>	<b>8.4</b>	<b>2.8</b>	<b>0.4</b>
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>1,826</b>	<b>92.1</b>	<b>5.9</b>	<b>1.6</b>	<b>0.3</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(特例第2種施設)	345	86.1	10.7	2.9	0.3
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	13	69.2	30.8	0.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設(特例第2種施設)	68	86.8	10.3	2.9	0.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	96	90.6	9.4	0.0	0.0
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>522</b>	<b>86.6</b>	<b>10.9</b>	<b>2.3</b>	<b>0.2</b>
無回答	86	80.2	14.0	5.8	0.0
<b>全体</b>	<b>2,434</b>	<b>90.5</b>	<b>7.3</b>	<b>1.9</b>	<b>0.3</b>

問2 受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。次の中から1つ選んでください。  
(○は1つ)

区 分	総数 (件)	健康への影響				無回答
		健康への影響がある	健康への影響はない	わからない	(%)	
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	138	97.8	0.0	1.4	0.7	
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	183	97.3	0.0	2.7	0.0	
劇場、映画館、演芸場	26	92.3	0.0	7.7	0.0	
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	71.4	14.3	14.3	0.0	
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	98	93.9	0.0	6.1	0.0	
展示場	4	75.0	0.0	25.0	0.0	
体育館、ボウリング場などの運動施設	26	92.3	0.0	7.7	0.0	
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	41	85.4	0.0	9.8	4.9	
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	100	89.0	0.0	10.0	1.0	
銀行、保険会社などの金融機関	70	95.7	0.0	4.3	0.0	
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	40	97.5	2.5	0.0	0.0	
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	100.0	0.0	0.0	0.0	
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	84.2	0.0	15.8	0.0	
図書館、博物館、美術館	10	100.0	0.0	0.0	0.0	
動物園、植物園、遊園地	3	100.0	0.0	0.0	0.0	
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	93.9	0.6	5.5	0.0	
官公庁施設	101	97.0	0.0	3.0	0.0	
<b>第1種施設 計</b>	<b>1,049</b>	<b>94.4</b>	<b>0.3</b>	<b>5.0</b>	<b>0.4</b>	
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	224	87.5	1.3	10.7	0.4	
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	150	88.0	2.0	8.7	1.3	
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	61	91.8	0.0	8.2	0.0	
これらに該当しないサービス施設	342	90.4	1.8	7.0	0.9	
<b>第2種施設 計</b>	<b>777</b>	<b>89.2</b>	<b>1.5</b>	<b>8.5</b>	<b>0.8</b>	
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,826</b>	<b>92.2</b>	<b>0.8</b>	<b>6.5</b>	<b>0.5</b>	
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	345	79.4	2.9	15.1	2.6	
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	13	46.2	15.4	38.5	0.0	
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	68	89.7	1.5	8.8	0.0	
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	96	79.2	3.1	16.7	1.0	
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>522</b>	<b>79.9</b>	<b>3.1</b>	<b>15.1</b>	<b>1.9</b>	
無回答	86	83.7	4.7	10.5	1.2	
<b>全 体</b>	<b>2,434</b>	<b>89.2</b>	<b>1.4</b>	<b>8.5</b>	<b>0.9</b>	

《問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問3 受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。  
次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)

(%)

区 分	総数 (件)	ア.肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める				イ.子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める			
		そう 思う	そう 思わない	わ か ら な い	無 回 答	そう 思う	そう 思わない	わ か ら な い	無 回 答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	135	96.3	0.7	1.5	1.5	92.6	0.7	4.4	2.2
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	178	96.6	0.6	1.7	1.1	93.8	0.6	3.9	1.7
劇場、映画館、演芸場	24	87.5	0.0	12.5	0.0	79.2	0.0	16.7	4.2
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	5	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	92	96.7	0.0	3.3	0.0	89.1	0.0	10.9	0.0
展示場	3	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	24	100.0	0.0	0.0	0.0	87.5	0.0	12.5	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	35	91.4	2.9	2.9	2.9	82.9	0.0	14.3	2.9
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	89	91.0	1.1	6.7	1.1	83.1	1.1	14.6	1.1
銀行、保険会社などの金融機関	67	94.0	1.5	4.5	0.0	91.0	0.0	9.0	0.0
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	39	97.4	0.0	2.6	0.0	84.6	2.6	10.3	2.6
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	16	100.0	0.0	0.0	0.0	93.8	0.0	6.3	0.0
図書館、博物館、美術館	10	80.0	10.0	10.0	0.0	80.0	0.0	20.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	170	97.6	0.6	1.2	0.6	90.6	0.6	7.6	1.2
官公庁施設	98	99.0	1.0	0.0	0.0	92.9	1.0	6.1	0.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>990</b>	<b>96.0</b>	<b>0.8</b>	<b>2.5</b>	<b>0.7</b>	<b>90.1</b>	<b>0.6</b>	<b>8.1</b>	<b>1.2</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	196	90.8	1.5	5.6	2.0	81.6	1.0	13.8	3.6
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	132	93.9	0.8	3.8	1.5	84.1	0.0	13.6	2.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	56	91.1	1.8	3.6	3.6	89.3	1.8	5.4	3.6
これらに該当しないサービス施設	309	93.9	0.3	3.9	1.9	86.7	1.0	8.4	3.9
<b>第2種施設 計</b>	<b>693</b>	<b>92.8</b>	<b>0.9</b>	<b>4.3</b>	<b>2.0</b>	<b>85.0</b>	<b>0.9</b>	<b>10.7</b>	<b>3.5</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,683</b>	<b>94.7</b>	<b>0.8</b>	<b>3.3</b>	<b>1.2</b>	<b>88.0</b>	<b>0.7</b>	<b>9.2</b>	<b>2.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	274	86.1	3.6	8.4	1.8	73.4	2.9	18.6	5.1
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	6	83.3	16.7	0.0	0.0	33.3	16.7	33.3	16.7
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	61	96.7	1.6	1.6	0.0	82.0	6.6	9.8	1.6
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	76	90.8	3.9	3.9	1.3	81.6	5.3	7.9	5.3
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>417</b>	<b>88.5</b>	<b>3.6</b>	<b>6.5</b>	<b>1.4</b>	<b>75.5</b>	<b>4.1</b>	<b>15.6</b>	<b>4.8</b>
無回答	72	88.9	1.4	6.9	2.8	84.7	2.8	9.7	2.8
<b>全 体</b>	<b>2,172</b>	<b>93.3</b>	<b>1.4</b>	<b>4.0</b>	<b>1.3</b>	<b>85.5</b>	<b>1.4</b>	<b>10.4</b>	<b>2.7</b>

(%)

区 分	総数 (件)	ウ.乳幼児突然死症候群の 危険性を高める				エ.妊婦の早産や低体重児 出生の危険性を高める			
		そう 思う	そう 思わない	わ か ら な い	無 回 答	そう 思う	そう 思わない	わ か ら な い	無 回 答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	135	76.3	3.0	18.5	2.2	88.1	1.5	7.4	3.0
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	178	75.3	1.7	21.9	1.1	90.4	1.1	7.3	1.1
劇場、映画館、演芸場	24	66.7	0.0	33.3	0.0	70.8	0.0	29.2	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	5	80.0	0.0	20.0	0.0	80.0	0.0	20.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	92	56.5	0.0	42.4	1.1	76.1	0.0	23.9	0.0
展示場	3	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	24	58.3	0.0	41.7	0.0	83.3	0.0	16.7	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	35	62.9	2.9	31.4	2.9	71.4	2.9	22.9	2.9
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	89	57.3	4.5	37.1	1.1	73.0	3.4	21.3	2.2
銀行、保険会社などの金融機関	67	71.6	3.0	25.4	0.0	83.6	1.5	14.9	0.0
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	39	59.0	0.0	38.5	2.6	82.1	0.0	15.4	2.6
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	16	68.8	6.3	25.0	0.0	81.3	0.0	18.8	0.0
図書館、博物館、美術館	10	70.0	0.0	30.0	0.0	80.0	0.0	20.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	170	73.5	2.4	22.9	1.2	90.6	0.6	8.2	0.6
官公庁施設	98	73.5	1.0	25.5	0.0	88.8	0.0	11.2	0.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>990</b>	<b>69.6</b>	<b>2.1</b>	<b>27.2</b>	<b>1.1</b>	<b>84.7</b>	<b>1.0</b>	<b>13.1</b>	<b>1.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	196	56.6	5.6	33.7	4.1	74.0	3.1	18.4	4.6
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	132	63.6	1.5	32.6	2.3	75.8	0.0	22.0	2.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	56	66.1	3.6	26.8	3.6	76.8	1.8	17.9	3.6
これらに該当しないサービス施設	309	56.3	3.2	36.9	3.6	74.1	1.0	21.7	3.2
<b>第2種施設 計</b>	<b>693</b>	<b>58.6</b>	<b>3.6</b>	<b>34.3</b>	<b>3.5</b>	<b>74.6</b>	<b>1.4</b>	<b>20.5</b>	<b>3.5</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,683</b>	<b>65.1</b>	<b>2.7</b>	<b>30.1</b>	<b>2.1</b>	<b>80.6</b>	<b>1.2</b>	<b>16.2</b>	<b>2.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	274	43.1	5.5	46.4	5.1	66.1	3.6	25.5	4.7
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	6	33.3	16.7	50.0	0.0	50.0	16.7	33.3	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	61	60.7	3.3	36.1	0.0	63.9	1.6	34.4	0.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	76	63.2	6.6	25.0	5.3	72.4	3.9	18.4	5.3
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>417</b>	<b>49.2</b>	<b>5.5</b>	<b>41.0</b>	<b>4.3</b>	<b>66.7</b>	<b>3.6</b>	<b>25.7</b>	<b>4.1</b>
無回答	72	72.2	2.8	20.8	4.2	75.0	1.4	19.4	4.2
<b>全 体</b>	<b>2,172</b>	<b>62.2</b>	<b>3.3</b>	<b>31.9</b>	<b>2.6</b>	<b>77.7</b>	<b>1.7</b>	<b>18.1</b>	<b>2.5</b>

《問4は、すべての施設管理者がお答えください。》

問4 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「受動喫煙防止条例」といいます)についてご存じですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

(%)

区 分	総数 (件)	内容を 知っている	内容を 少し知 っている	知 っている ことは	たの 知ら な か つ た 初 め て (今 回)	無 回 答
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	138	29.7	45.7	17.4	7.2	0.0
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	183	25.7	29.5	24.6	18.6	1.6
劇場、映画館、演芸場	26	50.0	34.6	7.7	7.7	0.0
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	7	0.0	57.1	28.6	14.3	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	98	21.4	30.6	28.6	18.4	1.0
展示場	4	25.0	0.0	50.0	25.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	26	23.1	34.6	30.8	11.5	0.0
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	41	43.9	29.3	19.5	2.4	4.9
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	100	15.0	32.0	34.0	18.0	1.0
銀行、保険会社などの金融機関	70	21.4	31.4	27.1	20.0	0.0
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	40	15.0	40.0	27.5	17.5	0.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	26.3	26.3	31.6	15.8	0.0
図書館、博物館、美術館	10	40.0	40.0	10.0	10.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	23.8	37.0	25.4	12.2	1.7
官公庁施設	101	39.6	25.7	22.8	11.9	0.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>1,049</b>	<b>26.2</b>	<b>34.0</b>	<b>24.7</b>	<b>14.1</b>	<b>1.0</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(第2種施設)	224	25.4	35.3	28.1	9.8	1.3
ホテル、旅館などの宿泊施設(第2種施設)	150	39.3	24.7	27.3	6.7	2.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	61	39.3	36.1	11.5	13.1	0.0
これらに該当しないサービス施設	342	20.2	31.0	33.6	14.0	1.2
<b>第2種施設 計</b>	<b>777</b>	<b>26.9</b>	<b>31.4</b>	<b>29.1</b>	<b>11.3</b>	<b>1.3</b>
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>1,826</b>	<b>26.5</b>	<b>32.9</b>	<b>26.6</b>	<b>12.9</b>	<b>1.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(特例第2種施設)	345	20.0	33.0	30.1	15.9	0.9
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	13	0.0	38.5	38.5	23.1	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設(特例第2種施設)	68	25.0	27.9	35.3	11.8	0.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	96	32.3	26.0	21.9	11.5	8.3
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>522</b>	<b>22.4</b>	<b>31.2</b>	<b>29.5</b>	<b>14.8</b>	<b>2.1</b>
無回答	86	40.7	38.4	11.6	8.1	1.2
<b>全 体</b>	<b>2,434</b>	<b>26.1</b>	<b>32.7</b>	<b>26.7</b>	<b>13.1</b>	<b>1.3</b>



(%)

区 分	全ての施設で、条例の基準を満たした喫煙所の設置が可能である	施設の入口に禁煙または分煙の表示をしなければならぬ	保護者がいっしょでも、喫煙者以外の未成年者を立ち入らせ	条例で定められている義務を果たさない場合がある(料)が課される場合がある(過)	無回答
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	21.2	43.3	47.1	42.3	2.9
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	28.7	47.5	48.5	45.5	5.9
劇場、映画館、演芸場	40.9	45.5	45.5	68.2	-
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	75.0	25.0	50.0	50.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	41.2	56.9	45.1	45.1	5.9
展示場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	26.7	53.3	40.0	26.7	13.3
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	10.0	56.7	40.0	36.7	0.0
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	34.0	48.9	38.3	40.4	0.0
銀行、保険会社などの金融機関	35.1	48.6	35.1	45.9	8.1
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	27.3	45.5	50.0	59.1	0.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	40.0	70.0	70.0	60.0	0.0
図書館、博物館、美術館	25.0	50.0	37.5	37.5	0.0
動物園、植物園、遊園地	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	31.8	50.9	48.2	48.2	0.9
官公庁施設	57.6	59.1	57.6	68.2	1.5
<b>第1種施設 計</b>	<b>32.4</b>	<b>50.3</b>	<b>46.8</b>	<b>47.8</b>	<b>3.0</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(第2種施設)	25.0	52.2	41.9	36.0	2.9
ホテル、旅館などの宿泊施設(第2種施設)	32.3	51.0	43.8	51.0	1.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	21.7	60.9	47.8	50.0	4.3
これらに該当しないサービス施設	21.7	51.4	37.1	33.7	2.9
<b>第2種施設 計</b>	<b>24.9</b>	<b>52.5</b>	<b>41.1</b>	<b>39.7</b>	<b>2.6</b>
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>29.3</b>	<b>51.2</b>	<b>44.4</b>	<b>44.4</b>	<b>2.9</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(特例第2種施設)	24.0	45.9	35.0	26.8	4.9
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	40.0	40.0	40.0	40.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設(特例第2種施設)	16.7	38.9	38.9	16.7	0.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	32.1	69.6	44.6	51.8	1.8
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>25.0</b>	<b>49.6</b>	<b>37.5</b>	<b>30.7</b>	<b>3.6</b>
無回答	25.0	38.2	39.7	23.5	10.3
<b>全 体</b>	<b>28.3</b>	<b>50.3</b>	<b>42.8</b>	<b>40.8</b>	<b>3.3</b>

《問6は、問4で「1 内容を知っている」「2 内容を少し知っている」「3 条例があることを知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問6 受動喫煙防止条例を何で知りましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

(%)

区 分	総数 (件)	県 の た よ り	市 町 村 の 広 報 紙	新 聞 報 道	番 組 テ レ ビ ・ ラ ジ オ	タ ウ ン 紙	雑 誌	キ ャ ン ペ ー ン ・ 街 頭	条 例 の 説 明 会
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	128	46.9	31.3	48.4	43.0	5.5	2.3	9.4	0.8
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	146	22.6	21.9	46.6	46.6	6.2	5.5	4.1	0.7
劇場、映画館、演芸場	24	37.5	20.8	54.2	16.7	0.0	0.0	4.2	0.0
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	6	50.0	33.3	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	79	48.1	31.6	50.6	44.3	10.1	3.8	5.1	2.5
展示場	3	0.0	66.7	66.7	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	23	30.4	26.1	39.1	30.4	0.0	0.0	0.0	0.0
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	38	36.8	18.4	34.2	28.9	2.6	7.9	7.9	0.0
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	81	25.9	27.2	42.0	51.9	8.6	3.7	6.2	0.0
銀行、保険会社などの金融機関	56	17.9	17.9	42.9	39.3	5.4	0.0	7.1	0.0
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	33	18.2	30.3	48.5	36.4	15.2	9.1	9.1	0.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	0.0	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	16	31.3	31.3	81.3	56.3	18.8	0.0	0.0	0.0
図書館、博物館、美術館	9	11.1	22.2	55.6	44.4	0.0	0.0	11.1	0.0
動物園、植物園、遊園地	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	156	34.0	28.8	34.6	46.8	3.8	3.2	6.4	1.3
官公庁施設	89	16.9	13.5	43.8	24.7	6.7	2.2	3.4	5.6
<b>第1種施設 計</b>	<b>891</b>	<b>31.1</b>	<b>25.3</b>	<b>44.6</b>	<b>41.3</b>	<b>6.3</b>	<b>3.5</b>	<b>5.8</b>	<b>1.5</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(第2種施設)	199	23.1	21.6	33.7	47.2	6.5	4.0	4.5	3.0
ホテル、旅館などの宿泊施設(第2種施設)	137	28.5	21.9	50.4	30.7	5.8	2.9	5.1	8.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	53	24.5	17.0	28.3	35.8	5.7	3.8	0.0	9.4
これらに該当しないサービス施設	290	29.3	27.9	46.6	47.2	6.6	2.4	4.8	1.7
<b>第2種施設 計</b>	<b>679</b>	<b>27.0</b>	<b>24.0</b>	<b>42.1</b>	<b>43.0</b>	<b>6.3</b>	<b>3.1</b>	<b>4.4</b>	<b>4.0</b>
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>1,570</b>	<b>29.3</b>	<b>24.7</b>	<b>43.5</b>	<b>42.0</b>	<b>6.3</b>	<b>3.3</b>	<b>5.2</b>	<b>2.5</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(特例第2種施設)	287	24.4	22.6	44.9	52.3	5.2	3.8	2.1	3.5
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	10	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設(特例第2種施設)	60	46.7	26.7	46.7	36.7	13.3	8.3	6.7	8.3
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	77	11.7	7.8	41.6	35.1	6.5	5.2	0.0	1.3
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>434</b>	<b>24.7</b>	<b>20.0</b>	<b>43.5</b>	<b>47.0</b>	<b>6.5</b>	<b>4.6</b>	<b>2.3</b>	<b>3.7</b>
無回答	78	32.1	23.1	46.2	44.9	3.8	3.8	7.7	3.8
<b>全 体</b>	<b>2,082</b>	<b>28.4</b>	<b>23.7</b>	<b>43.6</b>	<b>43.2</b>	<b>6.2</b>	<b>3.6</b>	<b>4.7</b>	<b>2.8</b>

(%)

区 分	県の職員の訪問	リーフレット・ポスター	ホームページ	家族・友人からの情報	体加入している団体	示禁煙や分煙の表	その他	無回答	
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	2.3	24.2	12.5	13.3	8.6	12.5	20.3	2.3	3.1
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	1.4	11.6	10.3	8.2	5.5	15.8	15.8	3.4	4.1
劇場、映画館、演芸場	0.0	20.8	4.2	20.8	0.0	16.7	4.2	4.2	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	1.3	19.0	6.3	12.7	10.1	6.3	19.0	1.3	1.3
展示場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	4.3	4.3	4.3	21.7	8.7	13.0	34.8	4.3	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	10.5	18.4	13.2	15.8	7.9	31.6	28.9	2.6	0.0
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	2.5	3.7	13.6	3.7	9.9	8.6	21.0	2.5	1.2
銀行、保険会社などの金融機関	0.0	8.9	10.7	3.6	14.3	10.7	28.6	5.4	1.8
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	0.0	12.1	15.2	6.1	9.1	3.0	27.3	6.1	3.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	0.0	18.8	18.8	6.3	6.3	25.0	18.8	0.0	0.0
図書館、博物館、美術館	0.0	22.2	11.1	44.4	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	1.3	11.5	14.7	6.4	10.3	5.8	20.5	4.5	3.2
官公庁施設	0.0	12.4	11.2	38.2	3.4	0.0	9.0	3.4	1.1
<b>第1種施設 計</b>	<b>1.7</b>	<b>14.1</b>	<b>11.4</b>	<b>12.6</b>	<b>8.0</b>	<b>10.3</b>	<b>19.1</b>	<b>3.4</b>	<b>2.2</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	6.5	10.1	7.5	2.5	15.1	15.6	21.1	6.0	2.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	8.8	18.2	10.9	8.8	6.6	26.3	15.3	4.4	2.9
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	9.4	13.2	15.1	11.3	7.5	26.4	32.1	15.1	0.0
これらに該当しないサービス施設	4.8	12.8	10.7	6.2	8.6	12.4	29.7	3.1	1.4
<b>第2種施設 計</b>	<b>6.5</b>	<b>13.1</b>	<b>10.2</b>	<b>6.0</b>	<b>10.0</b>	<b>17.2</b>	<b>24.4</b>	<b>5.2</b>	<b>1.8</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>3.8</b>	<b>13.7</b>	<b>10.9</b>	<b>9.7</b>	<b>8.9</b>	<b>13.3</b>	<b>21.4</b>	<b>4.1</b>	<b>2.0</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	1.4	7.3	6.3	1.4	15.3	23.0	18.1	7.3	4.5
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	20.0	30.0	0.0	10.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	1.7	15.0	10.0	3.3	8.3	18.3	18.3	5.0	0.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	1.3	6.5	6.5	16.9	7.8	32.5	20.8	6.5	1.3
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>1.4</b>	<b>8.1</b>	<b>6.7</b>	<b>4.4</b>	<b>13.8</b>	<b>24.0</b>	<b>18.9</b>	<b>6.7</b>	<b>3.5</b>
無回答	2.6	9.0	6.4	6.4	12.8	20.5	23.1	5.1	2.6
<b>全 体</b>	<b>3.2</b>	<b>12.3</b>	<b>9.8</b>	<b>8.5</b>	<b>10.0</b>	<b>15.8</b>	<b>20.9</b>	<b>4.7</b>	<b>2.4</b>

《問7は、すべての施設管理者がお答えください。》

問7 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙又は分煙にしたり喫煙所を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

(%)

区 分	総数 (件)	受動喫煙防止対策に 取り組んでいる	受動喫煙防止対策に 取り組んでいない (喫煙所あり)	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	138	92.0	3.6	4.3
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	183	95.1	4.4	0.5
劇場、映画館、演芸場	26	96.2	3.8	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	100.0	0.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	98	92.9	4.1	3.1
展示場	4	100.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	26	92.3	7.7	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	41	95.1	2.4	2.4
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	100	84.0	12.0	4.0
銀行、保険会社などの金融機関	70	100.0	0.0	0.0
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	40	92.5	5.0	2.5
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	100.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	84.2	15.8	0.0
図書館、博物館、美術館	10	100.0	0.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	100.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	96.7	3.3	0.0
官公庁施設	101	98.0	1.0	1.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>1,049</b>	<b>94.1</b>	<b>4.3</b>	<b>1.6</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	224	69.6	27.2	3.1
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	150	88.7	10.0	1.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	61	91.8	4.9	3.3
これらに該当しないサービス施設	342	79.8	15.8	4.4
<b>第2種施設 計</b>	<b>777</b>	<b>79.5</b>	<b>17.1</b>	<b>3.3</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,826</b>	<b>87.9</b>	<b>9.7</b>	<b>2.4</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	345	50.1	47.0	2.9
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	13	7.7	84.6	7.7
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	68	64.7	32.4	2.9
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	96	27.1	70.8	2.1
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>522</b>	<b>46.7</b>	<b>50.4</b>	<b>2.9</b>
無回答	86	61.6	25.6	12.8
<b>全 体</b>	<b>2,434</b>	<b>78.1</b>	<b>19.0</b>	<b>2.8</b>

《問8は、問7で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問8 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○ はい/× いいえ)

区 分	総数 (件)	理由					
		利用者の健康を守るため	利用客の健康を守るため	利用客の健康を守るため	従業員の健康を守るため	従業員からの要望	世界的な動きである
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	127	77.2	20.5	7.1	57.5	6.3	25.2
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	174	83.9	51.7	4.0	56.9	2.9	29.3
劇場、映画館、演芸場	25	72.0	72.0	8.0	56.0	0.0	40.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	42.9	57.1	14.3	14.3	0.0	57.1
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	91	74.7	36.3	9.9	33.0	3.3	34.1
展示場	4	50.0	25.0	0.0	50.0	25.0	25.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	24	79.2	66.7	8.3	50.0	8.3	25.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	39	66.7	61.5	23.1	12.8	7.7	10.3
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	84	58.3	44.0	8.3	39.3	11.9	23.8
銀行、保険会社などの金融機関	70	54.3	41.4	1.4	64.3	4.3	24.3
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	37	67.6	51.4	10.8	48.6	8.1	27.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	16	50.0	50.0	6.3	56.3	25.0	18.8
図書館、博物館、美術館	10	60.0	70.0	10.0	10.0	10.0	30.0
動物園、植物園、遊園地	3	100.0	100.0	100.0	66.7	33.3	66.7
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	175	80.6	53.1	8.6	57.7	10.3	32.0
官公庁施設	99	47.5	27.3	6.1	47.5	6.1	26.3
<b>第1種施設 計</b>	<b>987</b>	<b>70.6</b>	<b>44.2</b>	<b>7.8</b>	<b>49.8</b>	<b>6.9</b>	<b>28.0</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	156	69.9	59.6	27.6	39.7	8.3	32.7
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	133	62.4	76.7	27.8	38.3	9.0	30.1
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	56	53.6	48.2	17.9	28.6	5.4	19.6
これらに該当しないサービス施設	273	49.8	41.4	9.2	51.6	12.1	26.7
<b>第2種施設 計</b>	<b>618</b>	<b>57.9</b>	<b>54.2</b>	<b>18.6</b>	<b>43.7</b>	<b>9.9</b>	<b>28.3</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,605</b>	<b>65.7</b>	<b>48.0</b>	<b>12.0</b>	<b>47.5</b>	<b>8.0</b>	<b>28.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	173	64.7	66.5	26.6	38.2	8.7	32.9
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	44	52.3	63.6	31.8	22.7	6.8	43.2
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	26	57.7	57.7	15.4	34.6	7.7	23.1
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>244</b>	<b>61.9</b>	<b>65.2</b>	<b>26.6</b>	<b>35.2</b>	<b>8.6</b>	<b>33.6</b>
無回答	53	73.6	50.9	11.3	45.3	9.4	30.2
<b>全 体</b>	<b>1,902</b>	<b>65.5</b>	<b>50.3</b>	<b>13.8</b>	<b>45.8</b>	<b>8.1</b>	<b>28.9</b>

(%)

区 分	制 条 例 な ど に よ り た り め 規	方 会 社 で あ る 本 部 な ど の	の 入 っ た 方 針 で い る と し て あ る た め 等	そ の 他	特 に 理 由 は 無 い	無 回 答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	38.6	33.9	0.0	11.8	0.8	0.8
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	16.7	17.8	8.0	17.2	1.7	0.6
劇場、映画館、演芸場	60.0	52.0	20.0	4.0	0.0	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	28.6	14.3	28.6	0.0	0.0	14.3
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	31.9	18.7	2.2	18.7	3.3	0.0
展示場	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	29.2	45.8	16.7	0.0	0.0	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	59.0	15.4	0.0	0.0	0.0	2.6
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	22.6	32.1	23.8	4.8	0.0	1.2
銀行、保険会社などの金融機関	21.4	48.6	15.7	2.9	0.0	2.9
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	10.8	59.5	5.4	0.0	2.7	0.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	31.3	37.5	0.0	12.5	0.0	0.0
図書館、博物館、美術館	30.0	50.0	10.0	10.0	0.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	25.1	36.6	3.4	9.1	2.9	0.6
官公庁施設	47.5	55.6	5.1	3.0	1.0	1.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>29.9</b>	<b>34.2</b>	<b>7.4</b>	<b>9.2</b>	<b>1.4</b>	<b>0.9</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	32.7	35.3	5.8	7.1	0.6	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	45.9	32.3	3.0	2.3	0.8	0.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	60.7	44.6	21.4	0.0	0.0	0.0
これらに該当しないサービス施設	20.5	17.9	9.2	9.9	3.3	0.4
<b>第2種施設 計</b>	<b>32.7</b>	<b>27.8</b>	<b>8.1</b>	<b>6.6</b>	<b>1.8</b>	<b>0.2</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>31.0</b>	<b>31.8</b>	<b>7.7</b>	<b>8.2</b>	<b>1.6</b>	<b>0.6</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	20.2	7.5	6.4	11.0	1.7	1.7
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	40.9	6.8	0.0	6.8	0.0	0.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	15.4	23.1	3.8	3.8	0.0	3.8
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>23.4</b>	<b>9.4</b>	<b>4.9</b>	<b>9.4</b>	<b>1.2</b>	<b>1.6</b>
無回答	24.5	20.8	9.4	9.4	0.0	0.0
<b>全 体</b>	<b>29.8</b>	<b>28.6</b>	<b>7.4</b>	<b>8.4</b>	<b>1.5</b>	<b>0.7</b>

《問9～10は、問7で「1受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問9 現在の貴施設の施設内における受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。(○は1つ)

※ 1 「喫煙所」=たばこを吸うためだけの場所

※ 2 「喫煙席(区域)」=たばこを吸いながら施設のサービスを受けることができる場所

(%)

区 分	総数 (件)	施設内「禁煙」を実施している (喫煙所なし)	施設内「禁煙」を実施している (喫煙所あり)	施設内「分煙」を実施している (喫煙席(区域)が有る)
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	127	90.6	7.1	0.0
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	174	85.6	4.0	1.1
劇場、映画館、演芸場	25	72.0	8.0	8.0
観覧場(スポーツや見物を見るための施設)	7	28.6	57.1	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	91	65.9	24.2	0.0
展示場	4	50.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	24	70.8	25.0	0.0
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	39	38.5	33.3	7.7
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	84	58.3	23.8	2.4
銀行、保険会社などの金融機関	70	52.9	31.4	4.3
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	37	64.9	24.3	0.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	100.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	16	31.3	25.0	6.3
図書館、博物館、美術館	10	80.0	10.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	0.0	100.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	175	59.4	31.4	2.9
官公庁施設	99	43.4	45.5	4.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>987</b>	<b>65.9</b>	<b>22.5</b>	<b>2.2</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(第2種施設)	156	41.0	24.4	17.9
ホテル、旅館などの宿泊施設(第2種施設)	133	16.5	37.6	21.1
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	56	21.4	21.4	35.7
これらに該当しないサービス施設	273	56.8	26.4	2.9
<b>第2種施設 計</b>	<b>618</b>	<b>40.9</b>	<b>27.8</b>	<b>13.6</b>
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>1,605</b>	<b>56.3</b>	<b>24.5</b>	<b>6.6</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(特例第2種施設)	173	53.8	13.9	5.2
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	1	0.0	0.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設(特例第2種施設)	44	29.5	22.7	11.4
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	26	7.7	26.9	23.1
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>244</b>	<b>44.3</b>	<b>16.8</b>	<b>8.2</b>
無回答	53	54.7	28.3	0.0
<b>全 体</b>	<b>1,902</b>	<b>54.7</b>	<b>23.7</b>	<b>6.6</b>

(%)

区 分	「禁煙」の施設を設けている （または禁煙席を設けている）	「禁煙」にしている （または禁煙席を設けている）	「禁煙」にしている （または禁煙席を設けている）	「禁煙」にしている （または禁煙席を設けている）	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	2.3	0.0	0.6	0.0	6.3
劇場、映画館、演芸場	8.0	0.0	4.0	0.0	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	6.6	0.0	0.0	0.0	3.3
展示場	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	2.6	0.0	2.6	15.4	
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	7.1	1.2	0.0	7.1	
銀行、保険会社などの金融機関	2.9	0.0	1.4	7.1	
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	5.4	0.0	2.7	2.7	
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	25.0	0.0	0.0	12.5	
図書館、博物館、美術館	0.0	0.0	10.0	0.0	
動物園、植物園、遊園地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	1.1	0.0	1.1	4.0	
官公庁施設	2.0	0.0	2.0	3.0	
<b>第1種施設 計</b>	<b>3.2</b>	<b>0.1</b>	<b>1.3</b>	<b>4.8</b>	
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	1.3	2.6	1.3	11.5	
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	10.5	0.8	3.0	10.5	
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	12.5	0.0	0.0	8.9	
これらに該当しないサービス施設	4.8	0.0	3.3	5.9	
<b>第2種施設 計</b>	<b>5.8</b>	<b>0.8</b>	<b>2.4</b>	<b>8.6</b>	
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>4.2</b>	<b>0.4</b>	<b>1.7</b>	<b>6.2</b>	
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	6.4	6.9	4.6	9.2	
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	100.0	0.0	0.0	0.0	
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	13.6	0.0	9.1	13.6	
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	15.4	0.0	0.0	26.9	
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>9.0</b>	<b>4.9</b>	<b>4.9</b>	<b>11.9</b>	
無回答	3.8	1.9	3.8	7.5	
<b>全 体</b>	<b>4.8</b>	<b>1.0</b>	<b>2.2</b>	<b>7.0</b>	

問10 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じていますか。次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)

(%)

区 分	ア.たばこを吸わない利用客の来店					
	総数 (件)	増えた	減った	変わらない	わからない	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	127	4.7	3.1	34.6	40.9	16.5
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	174	6.9	1.1	43.1	40.2	8.6
劇場、映画館、演芸場	25	0.0	0.0	36.0	64.0	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	14.3	0.0	28.6	57.1	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	91	4.4	2.2	47.3	41.8	4.4
展示場	4	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	24	12.5	0.0	37.5	50.0	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	39	10.3	2.6	48.7	33.3	5.1
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	84	4.8	0.0	51.2	40.5	3.6
銀行、保険会社などの金融機関	70	2.9	0.0	52.9	35.7	8.6
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	37	0.0	0.0	48.6	45.9	5.4
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	16	6.3	0.0	31.3	56.3	6.3
図書館、博物館、美術館	10	0.0	0.0	40.0	60.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	175	2.9	1.7	42.9	34.3	18.3
官公庁施設	99	5.1	0.0	36.4	54.5	4.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>987</b>	<b>4.8</b>	<b>1.2</b>	<b>42.7</b>	<b>42.2</b>	<b>9.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	156	23.7	3.2	51.9	17.9	3.2
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	133	17.3	0.8	54.9	21.1	6.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	56	32.1	1.8	42.9	21.4	1.8
これらに該当しないサービス施設	273	9.9	2.2	47.3	27.5	13.2
<b>第2種施設 計</b>	<b>618</b>	<b>17.0</b>	<b>2.1</b>	<b>49.7</b>	<b>23.1</b>	<b>8.1</b>
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>1,605</b>	<b>9.5</b>	<b>1.6</b>	<b>45.4</b>	<b>34.9</b>	<b>8.7</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	173	17.9	3.5	42.8	30.6	5.2
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	44	15.9	0.0	54.5	25.0	4.5
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	26	19.2	7.7	53.8	15.4	3.8
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>244</b>	<b>17.6</b>	<b>3.3</b>	<b>46.3</b>	<b>27.9</b>	<b>4.9</b>
無回答	53	9.4	3.8	49.1	26.4	11.3
<b>全 体</b>	<b>1,902</b>	<b>10.5</b>	<b>1.8</b>	<b>45.6</b>	<b>33.8</b>	<b>8.3</b>

(%)

区 分	イ.た.ば.こ.を.吸.う.利.用.客.の.来.店					
	総 数 ( 件 )	増 え た	減 っ た	変 わ ら な い	わ か ら な い	無 回 答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	127	0.8	7.9	31.5	44.1	15.7
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	174	0.6	5.7	40.2	44.3	9.2
劇場、映画館、演芸場	25	0.0	0.0	32.0	68.0	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	0.0	0.0	42.9	57.1	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	91	0.0	9.9	42.9	42.9	4.4
展示場	4	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	24	0.0	8.3	37.5	54.2	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	39	0.0	23.1	38.5	33.3	5.1
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	84	2.4	3.6	50.0	40.5	3.6
銀行、保険会社などの金融機関	70	0.0	5.7	47.1	38.6	8.6
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	37	0.0	0.0	45.9	48.6	5.4
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	16	0.0	6.3	25.0	62.5	6.3
図書館、博物館、美術館	10	0.0	0.0	40.0	60.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	175	0.0	5.1	38.3	38.9	17.7
官公庁施設	99	1.0	5.1	35.4	54.5	4.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>987</b>	<b>0.5</b>	<b>6.3</b>	<b>39.3</b>	<b>44.9</b>	<b>9.0</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	156	1.9	34.6	46.8	12.8	3.8
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	133	1.5	14.3	54.9	24.1	5.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	56	0.0	28.6	51.8	17.9	1.8
これらに該当しないサービス施設	273	0.4	9.5	46.9	29.3	13.9
<b>第2種施設 計</b>	<b>618</b>	<b>1.0</b>	<b>18.6</b>	<b>49.0</b>	<b>23.0</b>	<b>8.4</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,605</b>	<b>0.7</b>	<b>11.0</b>	<b>43.1</b>	<b>36.4</b>	<b>8.8</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	173	1.2	30.1	37.6	25.4	5.8
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	44	0.0	22.7	54.5	20.5	2.3
マーチャン店、パチンコ店及び類似施設	26	3.8	19.2	53.8	19.2	3.8
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>244</b>	<b>1.2</b>	<b>27.5</b>	<b>42.6</b>	<b>23.8</b>	<b>4.9</b>
無回答	53	0.0	18.9	37.7	22.6	20.8
<b>全 体</b>	<b>1,902</b>	<b>0.7</b>	<b>13.4</b>	<b>42.8</b>	<b>34.4</b>	<b>8.6</b>

(%)

区 分	ウたばこを吸わない利用客の反応						
	総数 (件)	良 い	う ど ち ら か 良 い か と い	う ど ち ら か 良 く な い	良 く な い	わ か ら な い	無 回 答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	127	33.9	10.2	2.4	0.0	38.6	15
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	174	27.0	6.3	1.7	0.6	55.7	8.6
劇場、映画館、演芸場	25	32.0	16.0	4.0	0.0	48.0	0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	14.3	28.6	0.0	0.0	57.1	0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	91	34.1	17.6	0.0	1.1	42.9	4.4
展示場	4	25.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0
体育館、ボウリング場などの運動施設	24	41.7	20.8	0.0	0.0	37.5	0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	39	35.9	28.2	5.1	0.0	25.6	5.1
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	84	14.3	16.7	3.6	0.0	60.7	4.8
銀行、保険会社などの金融機関	70	24.3	11.4	1.4	0.0	54.3	8.6
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	37	13.5	10.8	2.7	0.0	67.6	5.4
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	16	31.3	12.5	0.0	6.3	43.8	6.3
図書館、博物館、美術館	10	20.0	0.0	0.0	0.0	80.0	0
動物園、植物園、遊園地	3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	175	22.3	13.1	2.3	1.1	42.9	18.3
官公庁施設	99	13.1	12.1	2.0	0.0	67.7	5.1
<b>第1種施設 計</b>	<b>987</b>	<b>25.1</b>	<b>12.7</b>	<b>2.0</b>	<b>0.5</b>	<b>50.6</b>	<b>9.119</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	156	44.9	26.9	4.5	1.3	18.6	3.8
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	133	32.3	32.3	2.3	0.8	27.1	5.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	56	19.6	37.5	3.6	0.0	37.5	1.8
これらに該当しないサービス施設	273	30.0	15.0	1.5	0.7	39.2	13.6
<b>第2種施設 計</b>	<b>618</b>	<b>33.3</b>	<b>23.8</b>	<b>2.6</b>	<b>0.8</b>	<b>31.2</b>	<b>8.252</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,605</b>	<b>28.3</b>	<b>16.9</b>	<b>2.2</b>	<b>0.6</b>	<b>43.1</b>	<b>8.785</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	173	42.2	22.0	1.2	1.7	27.2	5.8
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	44	13.6	22.7	4.5	0.0	56.8	2.3
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	26	23.1	26.9	15.4	3.8	23.1	7.7
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>244</b>	<b>34.8</b>	<b>23.0</b>	<b>3.3</b>	<b>1.6</b>	<b>32.0</b>	<b>5.3</b>
無回答	53	24.5	22.6	3.8	1.9	32.1	15.1
<b>全 体</b>	<b>1,902</b>	<b>29.0</b>	<b>17.9</b>	<b>2.4</b>	<b>0.8</b>	<b>41.4</b>	<b>8.5</b>

(%)

区 分	エ.たばこを吸う利用客の反応						
	総数 (件)	良 い	う ど ち ら か と い	う ど ち ら か と い	良 く な い	わ か ら な い	無 回 答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	127	10.2	12.6	5.5	1.6	52.8	17.3
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	174	7.5	8.6	3.4	1.1	70.7	8.6
劇場、映画館、演芸場	25	12.0	8.0	16.0	4.0	60.0	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	0.0	28.6	14.3	0.0	57.1	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	91	12.1	15.4	12.1	2.2	53.8	4.4
展示場	4	0.0	25.0	0.0	0.0	75.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	24	8.3	12.5	12.5	0.0	66.7	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	39	2.6	23.1	25.6	10.3	33.3	5.1
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	84	2.4	11.9	7.1	0.0	72.6	6.0
銀行、保険会社などの金融機関	70	7.1	8.6	2.9	0.0	74.3	7.1
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	37	0.0	8.1	5.4	0.0	81.1	5.4
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	16	0.0	12.5	12.5	18.8	50.0	6.3
図書館、博物館、美術館	10	0.0	10.0	0.0	10.0	80.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	175	9.7	9.1	10.3	1.7	50.3	18.9
官公庁施設	99	7.1	9.1	2.0	1.0	75.8	5.1
<b>第1種施設 計</b>	<b>987</b>	<b>7.5</b>	<b>11.0</b>	<b>7.5</b>	<b>1.9</b>	<b>62.5</b>	<b>9.5</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	156	4.5	25.6	23.7	14.1	28.8	3.2
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	133	3.0	18.0	28.6	10.5	34.6	5.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	56	7.1	21.4	19.6	14.3	35.7	1.8
これらに該当しないサービス施設	273	9.5	15.0	8.1	4.0	49.1	14.3
<b>第2種施設 計</b>	<b>618</b>	<b>6.6</b>	<b>18.9</b>	<b>17.5</b>	<b>8.9</b>	<b>39.6</b>	<b>8.4</b>
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>1,605</b>	<b>7.2</b>	<b>14.1</b>	<b>11.3</b>	<b>4.6</b>	<b>53.7</b>	<b>9.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	173	5.2	18.5	26.6	9.8	34.1	5.8
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	44	2.3	20.5	11.4	11.4	52.3	2.3
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	26	7.7	19.2	30.8	11.5	26.9	3.8
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>244</b>	<b>4.9</b>	<b>19.3</b>	<b>24.2</b>	<b>10.2</b>	<b>36.5</b>	<b>4.9</b>
無回答	53	1.9	15.1	24.5	7.5	32.1	18.9
<b>全 体</b>	<b>1,902</b>	<b>6.7</b>	<b>14.8</b>	<b>13.4</b>	<b>5.4</b>	<b>50.9</b>	<b>8.8</b>

《問11～問13は、すべての施設管理者がお答えください。》

問11 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内について、今後、どのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

\* 現在の受動喫煙防止対策を今後も続ける場合は、その対策に当てはまる選択肢に○をしてください。

(%)

区 分	総数 (件)	煙施設内「禁煙」を実施する (喫)	煙施設内「禁煙」を実施する (喫)	煙「施設内分煙」を設ける (喫)
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	138	84.8	3.6	0.7
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	183	83.6	4.4	1.1
劇場、映画館、演芸場	26	69.2	15.4	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	28.6	42.9	14.3
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	98	68.4	20.4	1.0
展示場	4	50.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	26	61.5	26.9	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	41	36.6	34.1	9.8
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	100	55.0	25.0	1.0
銀行、保険会社などの金融機関	70	57.1	31.4	2.9
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	40	62.5	17.5	2.5
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	100.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	26.3	47.4	5.3
図書館、博物館、美術館	10	80.0	10.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	0.0	33.3	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	60.8	24.9	2.8
官公庁施設	101	47.5	33.7	3.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>1,049</b>	<b>65.1</b>	<b>19.5</b>	<b>2.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	224	35.3	21.4	7.1
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	150	12.7	42.0	15.3
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	61	18.0	27.9	26.2
これらに該当しないサービス施設	342	47.7	25.7	2.3
<b>第2種施設 計</b>	<b>777</b>	<b>35.0</b>	<b>27.8</b>	<b>8.1</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,826</b>	<b>52.3</b>	<b>23.1</b>	<b>4.7</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	345	31.3	10.1	4.1
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	13	0.0	7.7	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	68	17.6	17.6	13.2
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	96	4.2	19.8	13.5
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>522</b>	<b>23.8</b>	<b>12.8</b>	<b>6.9</b>
無回答	86	33.7	19.8	3.5
<b>全 体</b>	<b>2,434</b>	<b>45.5</b>	<b>20.7</b>	<b>5.1</b>

※ 1喫煙所=たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、たばこを吸うための場所

※ 2※ 喫煙席(区域)=たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切りなどで区切った、食事など施設のサービスを受けられる場所

(%)

区 分	その他の対策	どのよう な受動喫 煙防止対 策に 取り組む かは検討 中である	受動喫煙 防止対策 には取り 組ま ない(屋 内の全 ての場 所で喫 煙ま とす る)	無回答
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	0.7	2.9	0.7	6.5
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	1.6	3.8	0.5	4.9
劇場、映画館、演芸場	7.7	7.7	0.0	0.0
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	14.3	0.0	0.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	1.0	5.1	1.0	3.1
展示場	25.0	0.0	0.0	25.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	3.8	7.7	0.0	0.0
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	2.4	4.9	0.0	12.2
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	4.0	8.0	2.0	5.0
銀行、保険会社などの金融機関	0.0	4.3	0.0	4.3
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	5.0	7.5	0.0	5.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	5.3	10.5	0.0	5.3
図書館、博物館、美術館	0.0	10.0	0.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	0.0	66.7	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	1.1	3.9	0.0	6.6
官公庁施設	2.0	10.9	0.0	3.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>2.1</b>	<b>5.6</b>	<b>0.5</b>	<b>5.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(第2種施設)	2.2	17.0	10.7	6.3
ホテル、旅館などの宿泊施設(第2種施設)	2.7	12.7	4.0	10.7
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	3.3	19.7	0.0	4.9
これらに該当しないサービス施設	2.9	7.9	4.1	9.4
<b>第2種施設 計</b>	<b>2.7</b>	<b>12.4</b>	<b>5.7</b>	<b>8.4</b>
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>2.4</b>	<b>8.5</b>	<b>2.7</b>	<b>6.5</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(特例第2種施設)	2.6	27.2	19.1	5.5
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	0.0	53.8	30.8	7.7
ホテル、旅館などの宿泊施設(特例第2種施設)	11.8	30.9	5.9	2.9
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	3.1	41.7	14.6	3.1
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>3.8</b>	<b>31.0</b>	<b>16.9</b>	<b>4.8</b>
無回答	3.5	11.6	5.8	22.1
<b>全 体</b>	<b>2.7</b>	<b>13.4</b>	<b>5.8</b>	<b>6.7</b>

問12 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。  
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

区 分	総数 (件)	利用客や売上げの減少	加利用客とのトラブルの増	喫煙所や分煙設備を設置する費用の問題	喫煙所や分煙設備を設けるためのスペースや設置の問題	義務付けられていない受動喫煙防止条例などで	生煙正喫煙者による喫煙所や分煙設備が無駄になる可能性	
							(%)	(%)
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	138	2.9	3.6	8.0	9.4	0.7	0.7	
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	183	4.4	3.8	4.9	7.7	2.7	1.1	
劇場、映画館、演芸場	26	3.8	7.7	19.2	19.2	0.0	0.0	
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0	14.3	
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	98	2.0	4.1	8.2	15.3	0.0	2.0	
展示場	4	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
体育館、ボウリング場などの運動施設	26	7.7	19.2	23.1	23.1	0.0	3.8	
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	41	12.2	12.2	19.5	17.1	0.0	2.4	
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	100	8.0	7.0	17.0	21.0	3.0	2.0	
銀行、保険会社などの金融機関	70	0.0	0.0	7.1	17.1	0.0	0.0	
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	40	0.0	0.0	5.0	10.0	0.0	0.0	
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	5.3	31.6	5.3	26.3	0.0	0.0	
図書館、博物館、美術館	10	0.0	20.0	20.0	30.0	0.0	0.0	
動物園、植物園、遊園地	3	0.0	66.7	66.7	66.7	0.0	0.0	
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	2.8	7.2	9.4	12.2	1.1	0.6	
官公庁施設	101	0.0	2.0	11.9	24.8	0.0	3.0	
<b>第1種施設 計</b>	<b>1,049</b>	<b>3.4</b>	<b>5.8</b>	<b>10.0</b>	<b>14.9</b>	<b>1.0</b>	<b>1.3</b>	
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	224	46.4	22.3	25.0	34.4	12.5	3.6	
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	150	14.0	21.3	34.0	36.7	2.7	3.3	
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	61	44.3	31.1	32.8	36.1	3.3	4.9	
これらに該当しないサービス施設	342	6.7	4.4	10.5	17.0	2.9	1.5	
<b>第2種施設 計</b>	<b>777</b>	<b>22.5</b>	<b>14.9</b>	<b>21.0</b>	<b>27.3</b>	<b>5.7</b>	<b>2.7</b>	
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,826</b>	<b>11.6</b>	<b>9.7</b>	<b>14.7</b>	<b>20.2</b>	<b>3.0</b>	<b>1.9</b>	
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	345	51.0	18.8	30.7	46.1	11.0	2.6	
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	13	69.2	30.8	30.8	61.5	0.0	0.0	
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	68	23.5	19.1	42.6	55.9	7.4	1.5	
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	96	68.8	29.2	58.3	62.5	9.4	6.3	
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>522</b>	<b>51.1</b>	<b>21.1</b>	<b>37.4</b>	<b>50.8</b>	<b>10.0</b>	<b>3.1</b>	
無回答	86	20.9	14.0	18.6	30.2	4.7	2.3	
<b>全 体</b>	<b>2,434</b>	<b>20.4</b>	<b>12.3</b>	<b>19.7</b>	<b>27.1</b>	<b>4.6</b>	<b>2.2</b>	

(%)

区 分	テナントとして入っている施設の管理者との調整	会社・本部などの調整	施設の外での喫煙の増加	その他	特に課題は無い	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	0.7	0.0	21.0	4.3	58.7	6.5
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	2.7	1.1	14.8	2.7	66.1	5.5
劇場、映画館、演芸場	0.0	0.0	30.8	7.7	42.3	3.8
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	0.0	0.0	57.1	0.0	14.3	14.3
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	0.0	0.0	22.4	5.1	58.2	2.0
展示場	0.0	0.0	25.0	0.0	75.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	3.8	3.8	15.4	0.0	53.8	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	0.0	2.4	22.0	7.3	29.3	7.3
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	5.0	4.0	15.0	2.0	50.0	6.0
銀行、保険会社などの金融機関	7.1	2.9	8.6	2.9	61.4	4.3
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	0.0	0.0	7.5	0.0	77.5	5.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	0.0	0.0	26.3	5.3	42.1	5.3
図書館、博物館、美術館	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	1.1	1.1	18.8	4.4	56.9	7.7
官公庁施設	3.0	23.8	22.8	5.0	37.6	4.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>2.1</b>	<b>3.4</b>	<b>18.5</b>	<b>3.7</b>	<b>55.3</b>	<b>5.3</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	4.9	5.4	16.1	4.9	20.1	4.5
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	2.0	6.7	19.3	3.3	22.7	8.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	6.6	9.8	14.8	0.0	24.6	3.3
これらに該当しないサービス施設	4.1	3.5	12.6	4.4	50.0	10.2
<b>第2種施設 計</b>	<b>4.1</b>	<b>5.1</b>	<b>15.1</b>	<b>4.0</b>	<b>34.1</b>	<b>7.6</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>3.0</b>	<b>4.2</b>	<b>17.0</b>	<b>3.8</b>	<b>46.3</b>	<b>6.3</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	2.9	1.4	15.1	6.1	18.3	3.8
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	7.7	7.7	15.4	0.0	15.4	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	0.0	0.0	16.2	0.0	23.5	4.4
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	3.1	9.4	14.6	3.1	9.4	3.1
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>2.7</b>	<b>2.9</b>	<b>15.1</b>	<b>4.6</b>	<b>17.2</b>	<b>3.6</b>
無回答	3.5	1.2	24.4	5.8	22.1	17.4
<b>全 体</b>	<b>2.9</b>	<b>3.8</b>	<b>16.9</b>	<b>4.1</b>	<b>39.2</b>	<b>6.1</b>

問13 あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。  
次の中から3つまで選んでください。(○は3つまで)

(%)

区 分	総数 (件)	受動喫煙による悪影響について	喫煙者の普及啓発	たばこをやめたい人へのサポート	未成年者への喫煙防止教育	連携・協働	受動喫煙防止対策に積極的	受動喫煙防止対策の経済的支援
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	138	57.2	61.6	23.2	51.4	2.2	5.8	
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	183	58.5	59.0	29.0	46.4	6.0	10.4	
劇場、映画館、演芸場	26	50.0	73.1	7.7	26.9	3.8	30.8	
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	42.9	85.7	28.6	57.1	14.3	0.0	
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	98	43.9	71.4	23.5	35.7	7.1	12.2	
展示場	4	75.0	50.0	0.0	50.0	0.0	25.0	
体育館、ボウリング場などの運動施設	26	46.2	80.8	26.9	15.4	15.4	30.8	
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	41	46.3	65.9	4.9	29.3	0.0	14.6	
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	100	47.0	67.0	22.0	35.0	5.0	17.0	
銀行、保険会社などの金融機関	70	48.6	68.6	24.3	37.1	14.3	15.7	
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	40	40.0	67.5	30.0	35.0	5.0	2.5	
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	36.8	57.9	36.8	15.8	0.0	21.1	
図書館、博物館、美術館	10	40.0	80.0	30.0	40.0	10.0	40.0	
動物園、植物園、遊園地	3	100.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	58.0	60.2	35.4	42.5	5.0	10.5	
官公庁施設	101	55.4	62.4	16.8	17.8	6.9	11.9	
<b>第1種施設 計</b>	<b>1,049</b>	<b>52.5</b>	<b>64.2</b>	<b>25.1</b>	<b>38.0</b>	<b>5.8</b>	<b>12.4</b>	
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	224	36.2	57.6	26.8	36.6	5.8	24.1	
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	150	34.0	61.3	22.0	22.7	4.7	36.7	
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	61	36.1	68.9	19.7	52.5	4.9	23.0	
これらに該当しないサービス施設	342	43.9	58.8	20.8	30.7	6.1	15.2	
<b>第2種施設 計</b>	<b>777</b>	<b>39.1</b>	<b>59.7</b>	<b>22.7</b>	<b>32.6</b>	<b>5.7</b>	<b>22.5</b>	
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>1,826</b>	<b>46.8</b>	<b>62.3</b>	<b>24.0</b>	<b>35.7</b>	<b>5.8</b>	<b>16.7</b>	
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	345	34.8	58.8	18.6	29.6	3.5	27.0	
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	13	15.4	61.5	30.8	30.8	0.0	7.7	
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	68	50.0	57.4	25.0	29.4	10.3	27.9	
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	96	20.8	43.8	24.0	31.3	14.6	46.9	
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>522</b>	<b>33.7</b>	<b>55.9</b>	<b>20.7</b>	<b>29.9</b>	<b>6.3</b>	<b>30.3</b>	
無回答	86	34.9	51.2	25.6	32.6	7.0	18.6	
<b>全 体</b>	<b>2,434</b>	<b>43.6</b>	<b>60.5</b>	<b>23.4</b>	<b>34.3</b>	<b>5.9</b>	<b>19.7</b>	

(%)

区 分	援設 の 管 理 者 へ の 技 術 的 な 支 施	受 動 喫 煙 防 止 条 例 の 着 実 な 運 用	受 動 喫 煙 防 止 に 関 する 規 制 の 強 化	主 的 な 取 組 み の 促 進	受 動 喫 煙 防 止 に 関 する 規 制 の 緩 や め の 促 進	そ の 他	無 回 答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	2.9	23.9	10.1	1.4	1.4	5.8	
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	1.1	23.0	20.2	2.7	4.4	3.3	
劇場、映画館、演芸場	0.0	23.1	3.8	7.7	3.8	3.8	
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	14.3	14.3	0.0	14.3	0.0	0.0	
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	5.1	28.6	10.2	3.1	5.1	2.0	
展示場	25.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
体育館、ボウリング場などの運動施設	0.0	15.4	11.5	3.8	0.0	0.0	
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	2.4	19.5	2.4	4.9	4.9	14.6	
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	3.0	20.0	11.0	3.0	3.0	4.0	
銀行、保険会社などの金融機関	5.7	21.4	12.9	4.3	1.4	2.9	
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	0.0	32.5	12.5	5.0	2.5	2.5	
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	10.5	10.5	15.8	0.0	5.3	5.3	
図書館、博物館、美術館	20.0	30.0	30.0	0.0	0.0	0.0	
動物園、植物園、遊園地	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	2.8	19.9	14.4	2.8	2.8	3.9	
官公庁施設	3.0	29.7	10.9	2.0	0.0	3.0	
<b>第1種施設 計</b>	<b>3.1</b>	<b>23.4</b>	<b>13.1</b>	<b>3.0</b>	<b>3.0</b>	<b>3.9</b>	
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	6.7	18.8	15.6	11.2	3.6	4.5	
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	8.7	14.7	10.7	2.0	4.7	4.0	
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	6.6	18.0	3.3	4.9	3.3	3.3	
これらに該当しないサービス施設	2.6	21.9	15.5	3.8	6.1	8.2	
<b>第2種施設 計</b>	<b>5.3</b>	<b>19.3</b>	<b>13.6</b>	<b>5.7</b>	<b>4.9</b>	<b>5.9</b>	
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>4.1</b>	<b>21.6</b>	<b>13.3</b>	<b>4.1</b>	<b>3.8</b>	<b>4.8</b>	
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	3.8	14.5	10.7	14.5	4.3	7.0	
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	0.0	7.7	0.0	15.4	0.0	7.7	
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	5.9	14.7	2.9	5.9	4.4	5.9	
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	11.5	17.7	3.1	14.6	5.2	3.1	
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>5.4</b>	<b>14.9</b>	<b>8.0</b>	<b>13.4</b>	<b>4.4</b>	<b>6.1</b>	
無回答	3.5	20.9	9.3	5.8	1.2	15.1	
<b>全 体</b>	<b>4.3</b>	<b>20.2</b>	<b>12.0</b>	<b>6.2</b>	<b>3.8</b>	<b>5.4</b>	

《問14は、問13で「8 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問14 受動喫煙防止条例の規制について、どのように強化すべきだと思いますか。  
 あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

(%)

区 分	総数 (件)	すな 飲食 などの 第2種 施設 も禁 煙に 設	を第 義務 付 ける にも 条 例 の 特 制	て禁 の煙 の施 設に 義 務 付 ける を全	罰 則 を 厳 し く す べ き
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	14	42.9	57.1	42.9	42.9
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	37	70.3	75.7	62.2	64.9
劇場、映画館、演芸場	1	100.0	100.0	0.0	100.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	0	0.0	0.0	0.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	10	60.0	40.0	60.0	60.0
展示場	1	100.0	100.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	3	66.7	66.7	33.3	66.7
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	1	0.0	0.0	0.0	0.0
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	11	72.7	63.6	45.5	36.4
銀行、保険会社などの金融機関	9	55.6	77.8	55.6	55.6
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	5	60.0	40.0	60.0	40.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	1	0.0	0.0	0.0	100.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	3	100.0	66.7	66.7	0.0
図書館、博物館、美術館	3	66.7	66.7	0.0	33.3
動物園、植物園、遊園地	1	0.0	0.0	100.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	26	65.4	50.0	42.3	65.4
官公庁施設	11	63.6	63.6	45.5	45.5
<b>第1種施設 計</b>	<b>137</b>	<b>63.5</b>	<b>61.3</b>	<b>49.6</b>	<b>54.0</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	35	65.7	48.6	37.1	40.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	16	56.3	56.3	62.5	37.5
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	2	100.0	100.0	50.0	50.0
これらに該当しないサービス施設	53	71.7	45.3	45.3	45.3
<b>第2種施設 計</b>	<b>106</b>	<b>67.9</b>	<b>49.1</b>	<b>45.3</b>	<b>42.5</b>
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>243</b>	<b>65.4</b>	<b>56.0</b>	<b>47.7</b>	<b>49.0</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	37	70.3	73.0	40.5	43.2
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	0	0.0	0.0	0.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	2	50.0	50.0	100.0	50.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	3	33.3	33.3	66.7	33.3
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>42</b>	<b>66.7</b>	<b>69.0</b>	<b>45.2</b>	<b>42.9</b>
無回答	8	75.0	50.0	50.0	25.0
<b>全 体</b>	<b>293</b>	<b>65.9</b>	<b>57.7</b>	<b>47.4</b>	<b>47.4</b>

(%)

区 分	職場も対象にすべき	屋外も対象にすべき	その他	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	42.9	57.1	7.1	0.0
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	45.9	48.6	10.8	0.0
劇場、映画館、演芸場	100.0	100.0	0.0	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	0.0	0.0	0.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	20.0	30.0	10.0	0.0
展示場	0.0	100.0	100.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	66.7	66.7	0.0	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	0.0	0.0	100.0	0.0
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	36.4	45.5	0.0	9.1
銀行、保険会社などの金融機関	22.2	22.2	11.1	0.0
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	40.0	60.0	0.0	0.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	100.0	100.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	33.3	33.3	0.0	0.0
図書館、博物館、美術館	33.3	33.3	33.3	0.0
動物園、植物園、遊園地	0.0	0.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	42.3	61.5	11.5	0.0
官公庁施設	36.4	36.4	9.1	0.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>39.4</b>	<b>48.2</b>	<b>10.2</b>	<b>0.7</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	22.9	34.3	11.4	5.7
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	31.3	31.3	0.0	0.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	50.0	50.0	0.0	0.0
これらに該当しないサービス施設	30.2	43.4	11.3	5.7
<b>第2種施設 計</b>	<b>28.3</b>	<b>38.7</b>	<b>9.4</b>	<b>4.7</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>34.6</b>	<b>44.0</b>	<b>9.9</b>	<b>2.5</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	18.9	18.9	5.4	2.7
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	0.0	0.0	0.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	0.0	0.0	0.0	0.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	33.3	33.3	0.0	0.0
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>19.0</b>	<b>19.0</b>	<b>4.8</b>	<b>2.4</b>
無回答	0.0	25.0	0.0	0.0
<b>全 体</b>	<b>31.4</b>	<b>39.9</b>	<b>8.9</b>	<b>2.4</b>

《問15は、問13で「10 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選んだ方がお答えください。》

問15 あなたは受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも)

区 分	総数 (件)	(%)			
		学校の第1種施設 （学校や病院、官公庁施設など）	飲食店・ホテル、娯楽施設 （飲食店、ホテル、娯楽施設など）	小規模な飲食店 （小規模な飲食店など）	特例第2種施設 （特例第2種施設など）
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	2	0.0	0.0	0.0	50.0
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	5	60.0	60.0	60.0	40.0
劇場、映画館、演芸場	2	50.0	50.0	50.0	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	1	0.0	0.0	100.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	3	66.7	33.3	33.3	66.7
展示場	0	0.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	1	0.0	0.0	0.0	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	2	0.0	0.0	100.0	50.0
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	3	0.0	33.3	66.7	33.3
銀行、保険会社などの金融機関	3	33.3	33.3	33.3	0.0
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	2	100.0	100.0	50.0	100.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	0	0.0	0.0	0.0	0.0
図書館、博物館、美術館	0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	0	0.0	0.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	5	20.0	40.0	20.0	40.0
官公庁施設	2	100.0	0.0	0.0	50.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>31</b>	<b>38.7</b>	<b>35.5</b>	<b>41.9</b>	<b>38.7</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	25	20.0	44.0	88.0	28.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	3	0.0	33.3	33.3	66.7
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	3	33.3	33.3	0.0	0.0
これらに該当しないサービス施設	13	38.5	38.5	53.8	30.8
<b>第2種施設 計</b>	<b>44</b>	<b>25.0</b>	<b>40.9</b>	<b>68.2</b>	<b>29.5</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>75</b>	<b>30.7</b>	<b>38.7</b>	<b>57.3</b>	<b>33.3</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	50	24.0	30.0	76.0	26.0
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	2	0.0	0.0	100.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	4	25.0	75.0	75.0	25.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	14	21.4	35.7	64.3	28.6
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>70</b>	<b>22.9</b>	<b>32.9</b>	<b>74.3</b>	<b>25.7</b>
無回答	5	40.0	40.0	80.0	40.0
<b>全 体</b>	<b>150</b>	<b>27.3</b>	<b>36.0</b>	<b>66.0</b>	<b>30.0</b>

(%)

区 分	禁煙や分煙などの表示は施設の判断に任せるべき	罰則を弱める、または無くすべき	受動喫煙防止条例を無くすべき	その他	無回答
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	60.0	40.0	20.0	0.0	0.0
劇場、映画館、演芸場	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
展示場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
銀行、保険会社などの金融機関	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
図書館、博物館、美術館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	60.0	20.0	40.0	0.0	0.0
官公庁施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>41.9</b>	<b>16.1</b>	<b>16.1</b>	<b>6.5</b>	<b>3.2</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	48.0	16.0	16.0	0.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	100.0	0.0	33.3	0.0	0.0
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	66.7	66.7	33.3	33.3	0.0
これらに該当しないサービス施設	30.8	23.1	7.7	0.0	7.7
<b>第2種施設 計</b>	<b>47.7</b>	<b>20.5</b>	<b>15.9</b>	<b>2.3</b>	<b>2.3</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>45.3</b>	<b>18.7</b>	<b>16.0</b>	<b>4.0</b>	<b>2.7</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	34.0	12.0	8.0	6.0	6.0
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	75.0	0.0	0.0	25.0	0.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	50.0	28.6	35.7	7.1	7.1
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>41.4</b>	<b>14.3</b>	<b>15.7</b>	<b>7.1</b>	<b>5.7</b>
無回答	40.0	40.0	40.0	0.0	0.0
<b>全体</b>	<b>43.3</b>	<b>17.3</b>	<b>16.7</b>	<b>5.3</b>	<b>4.0</b>

【参考①】

《現在の受動喫煙防止対策への取組み状況》（問7、問9を用いた再集計）

- 調査回答施設全体における受動喫煙防止対策状況を把握するため、以下のとおり再集計を行う
- (1) 総数(2,365件)については、調査回答施設全体(2,434件)から、問7(対策状況の有無)において「無回答」であった施設(69件)を除いた施設数とする
- (2) 問9(対策の実施内容)において「◎ その他の対策」を選択した施設(40件)のうち、具体的な記載内容が他の選択肢に該当する場合は、該当する選択肢に振り分ける
- (3) 問9(対策の実施内容)において「① 無回答」であった施設(99件)については、問7(対策状況の有無)で「対策を講じている」と回答しているため、「◎ その他の対策」を回答したとする(※)

区 分	総数 (件)	(%)				
		① 施設内「喫煙所なし」を実施して	② 施設内「禁煙所あり」を実施して	③ 施設内「喫煙席」を区域実施して	④ 「出場実域」のある施設に「しるい」を貼る、設置する、可及的ながい流れを	⑤ 「禁煙」の区域を
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	132	87.1	6.8	0.0	0.0	0.0
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	182	81.9	3.8	1.1	2.2	0.0
劇場、映画館、演芸場	26	69.2	7.7	7.7	7.7	0.0
観覧場（スポーツや見物を見るための施設）	7	28.6	57.1	0.0	14.3	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	95	63.2	23.2	0.0	6.3	0.0
展示場	4	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	26	65.4	23.1	0.0	0.0	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	40	37.5	32.5	7.5	2.5	0.0
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	96	51.0	20.8	2.1	6.3	1.0
銀行、保険会社などの金融機関	70	52.9	31.4	4.3	2.9	0.0
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	39	61.5	23.1	0.0	5.1	0.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	26.3	21.1	5.3	21.1	0.0
図書館、博物館、美術館	10	80.0	10.0	0.0	0.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	57.5	30.4	2.8	1.1	0.0
官公庁施設	100	43.0	45.0	4.0	2.0	0.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>1,032</b>	<b>63.0</b>	<b>21.5</b>	<b>2.1</b>	<b>3.1</b>	<b>0.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	217	29.5	17.5	12.9	0.9	1.8
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	148	14.9	33.8	18.9	9.5	0.7
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	59	20.3	20.3	33.9	11.9	0.0
これらに該当しないサービス施設	327	47.4	22.0	2.4	4.0	0.0
<b>第2種施設 計</b>	<b>751</b>	<b>33.7</b>	<b>22.9</b>	<b>11.2</b>	<b>4.8</b>	<b>0.7</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,783</b>	<b>50.6</b>	<b>22.1</b>	<b>5.9</b>	<b>3.8</b>	<b>0.3</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	335	27.8	7.2	2.7	3.3	3.6
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	12	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	66	19.7	15.2	7.6	9.1	0.0
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	94	2.1	7.4	6.4	4.3	0.0
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>507</b>	<b>21.3</b>	<b>8.1</b>	<b>3.9</b>	<b>4.3</b>	<b>2.4</b>
無回答	75	38.7	20.0	0.0	2.7	1.3
<b>全 体</b>	<b>2,365</b>	<b>44.0</b>	<b>19.0</b>	<b>5.3</b>	<b>3.9</b>	<b>0.8</b>

(※) 「㊦ 無回答」については、問7(対策状況の有無)において「対策を講じている」と回答したが、問9(対策の実施内容)については「無回答」とした場合を指す。

(%)

区 分	㊦ その他の対策							計	㊧ 無回答 (※)	㊨ 対策に取り組んでいない
	該当する選択肢への振り分け結果									
	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	計			
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	3.8	
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	6.0	4.4	
劇場、映画館、演芸場	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	3.8	
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	4.2	
展示場	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	
体育館、ボウリング場などの運動施設	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	7.7	
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	0.0	2.5	15.0	2.5	
百貨店、スーパーマーケット  その他の物品販売店	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	12.5	
銀行、保険会社などの金融機関	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	1.4	7.1	0.0	
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	2.6	2.6	5.1	
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5	15.8	
図書館、博物館、美術館	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	
動物園、植物園、遊園地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.1	3.9	3.3	
官公庁施設	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	2.0	3.0	1.0	
<b>第1種施設 計</b>	<b>0.0</b>	<b>0.6</b>	<b>0.1</b>	<b>0.2</b>	<b>0.0</b>	<b>0.4</b>	<b>1.3</b>	<b>4.6</b>	<b>4.4</b>	
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(第2種施設)	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.9	8.3	28.1	
ホテル、旅館などの宿泊施設(第2種施設)	0.0	0.7	2.0	0.0	0.0	0.0	2.7	9.5	10.1	
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.5	5.1	
これらに該当しないサービス施設	0.3	0.9	0.0	0.0	0.0	1.5	2.8	4.9	16.5	
<b>第2種施設 計</b>	<b>0.1</b>	<b>0.7</b>	<b>0.5</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.7</b>	<b>2.0</b>	<b>7.1</b>	<b>17.7</b>	
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>0.1</b>	<b>0.6</b>	<b>0.3</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>0.5</b>	<b>1.6</b>	<b>5.6</b>	<b>10.0</b>	
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(特例第2種施設)	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	1.5	2.4	4.8	48.4	
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	91.7	
ホテル、旅館などの宿泊施設(特例第2種施設)	0.0	1.5	4.5	0.0	0.0	0.0	6.1	9.1	33.3	
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	72.3	
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>0.0</b>	<b>0.8</b>	<b>0.6</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>1.0</b>	<b>2.4</b>	<b>5.7</b>	<b>51.9</b>	
無回答	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	5.3	29.3	
<b>全 体</b>	<b>0.0</b>	<b>0.7</b>	<b>0.3</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>0.6</b>	<b>1.8</b>	<b>5.6</b>	<b>19.6</b>	

\* 小数第2位で四捨五入をおこなっているため、①～⑦と①'～⑦'の数値の和が以下表中の数値と合致しない場合がある

(%)

区 分	総数 (件)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		十'						
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	132	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	3.8
病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	182	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.6	4.4
劇場、映画館、演芸場	26	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設	95	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	4.2
展示場	4	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	26	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	40	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	15.0	2.5
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	96	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	12.5
銀行、保険会社などの金融機関	70	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	7.1	0.0
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	39	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1	5.1
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5	15.8
図書館、博物館、美術館	10	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	3.3
官公庁施設	100	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	3.0	1.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>1,032</b>	<b>0.0</b>	<b>0.6</b>	<b>0.1</b>	<b>0.2</b>	<b>0.0</b>	<b>4.9</b>	<b>4.4</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	217	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	8.3	28.1
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	148	0.0	0.7	2.0	0.0	0.0	9.5	10.1
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	59	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.5	5.1
これらに該当しないサービス施設	327	0.3	0.9	0.0	0.0	0.0	6.4	16.5
<b>第2種施設 計</b>	<b>751</b>	<b>0.1</b>	<b>0.7</b>	<b>0.5</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>7.7</b>	<b>17.7</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>1,783</b>	<b>0.1</b>	<b>0.6</b>	<b>0.3</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>6.1</b>	<b>10.0</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	335	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	6.3	48.4
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	91.7
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	66	0.0	1.5	4.5	0.0	0.0	9.1	33.3
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	94	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	72.3
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>507</b>	<b>0.0</b>	<b>0.8</b>	<b>0.6</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>6.7</b>	<b>51.9</b>
無回答	75	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	5.3	29.3
<b>全 体</b>	<b>2,365</b>	<b>0.0</b>	<b>0.7</b>	<b>0.3</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>6.2</b>	<b>19.6</b>



(%)

区 分	④ その他の対策					⑤ 検止ど 討対の 中策よ う取 る組 む喫 か煙 は防	⑥ す全取 るてり の組喫 場ま煙 所ない でい止 喫（対 煙屋策 可内 には	⑦ 無 回 答
	該当する選択肢への振り分け結果							
	①'	②'	③'	④'	計			
学校（幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設）	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7	2.9	0.7	6.5
病院、診療所または助産所	0.5	0.0	0.0	1.1	1.6	3.8	0.5	4.9
劇場、映画館、演芸場	0.0	0.0	0.0	7.7	7.7	7.7	0.0	0.0
観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0
集会場または公会堂	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	5.1	1.0	3.1
展示場	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8	7.7	0.0	0.0
公衆浴場（銭湯、サウナなど）	0.0	2.4	0.0	0.0	2.4	4.9	0.0	12.2
百貨店、スーパーマーケット その他の物品販売店	0.0	1.0	0.0	3.0	4.0	8.0	2.0	5.0
銀行、保険会社などの金融機関	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	4.3
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	0.0	0.0	0.0	5.0	5.0	7.5	0.0	5.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	0.0	0.0	0.0	5.3	5.3	10.5	0.0	5.3
図書館、博物館、美術館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	0.0	0.6	0.0	0.6	1.1	3.9	0.0	6.6
官公庁施設（上記学校から社会福祉施設に該当するものを除く）	0.0	1.0	0.0	1.0	2.0	10.9	0.0	3.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>0.2</b>	<b>0.5</b>	<b>0.0</b>	<b>1.4</b>	<b>2.1</b>	<b>5.6</b>	<b>0.5</b>	<b>5.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（第2種施設）	0.0	0.4	0.0	1.8	2.2	17.0	10.7	6.3
ホテル、旅館などの宿泊施設（第2種施設）	0.0	0.7	1.3	0.7	2.7	12.7	4.0	10.7
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	0.0	0.0	0.0	3.3	3.3	19.7	0.0	4.9
これらに該当しないサービス施設	0.0	0.6	0.3	2.0	2.9	7.9	4.1	9.4
<b>第2種施設 計</b>	<b>0.0</b>	<b>0.5</b>	<b>0.4</b>	<b>1.8</b>	<b>2.7</b>	<b>12.4</b>	<b>5.7</b>	<b>8.4</b>
<b>第1種施設＋第2種施設 合計</b>	<b>0.1</b>	<b>0.5</b>	<b>0.2</b>	<b>1.6</b>	<b>2.4</b>	<b>8.5</b>	<b>2.7</b>	<b>6.5</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店（特例第2種施設）	0.0	0.6	0.0	2.0	2.6	27.2	19.1	5.5
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	53.8	30.8	7.7
ホテル、旅館などの宿泊施設（特例第2種施設）	0.0	0.0	5.9	5.9	11.8	30.9	5.9	2.9
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	0.0	0.0	1.0	2.1	3.1	41.7	14.6	3.1
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>0.0</b>	<b>0.4</b>	<b>1.0</b>	<b>2.5</b>	<b>3.8</b>	<b>31.0</b>	<b>16.9</b>	<b>4.8</b>
無回答	0.0	2.3	0.0	1.2	3.5	11.6	5.8	22.1
<b>全 体</b>	<b>0.1</b>	<b>0.5</b>	<b>0.3</b>	<b>1.8</b>	<b>2.7</b>	<b>13.4</b>	<b>5.8</b>	<b>6.7</b>

\* 小数第2位で四捨五入をおこなっているため、①～③と①'～③'の数値の和が以下表中の数値と合致しない場合がある。

(%)

区 分	総数 (件)	① + ①'	② + ②'	③ + ③'	④'	⑤	⑥	⑦
		る施設内「喫煙所なし」を実施する (喫煙所なし)	る施設内「喫煙所あり」を実施する (喫煙所あり)	ける「施設内分煙(区域)を実施する」 (喫煙席)	その他の対策	中対ど で策のよ うな取 組むか は検討 止	のり受 場組動 所ま煙 でな防 喫い止 煙(屋 可内対 とす策 すの全 の全取 て	無 回 答
学校(幼稚園、小中高校、大学など及び類似施設)	138	85.5	3.6	0.7	0.0	2.9	0.7	6.5
病院、診療所または助産所	183	84.2	4.4	1.1	1.1	3.8	0.5	4.9
劇場、映画館、演芸場	26	69.2	15.4	0.0	7.7	7.7	0.0	0.0
観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	7	28.6	57.1	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0
集会場または公会堂	98	68.4	20.4	1.0	1.0	5.1	1.0	3.1
展示場	4	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0
体育館、ボウリング場などの運動施設	26	61.5	26.9	0.0	3.8	7.7	0.0	0.0
公衆浴場(銭湯、サウナなど)	41	36.6	36.6	9.8	0.0	4.9	0.0	12.2
百貨店、スーパーマーケット  その他の物品販売店	100	55.0	26.0	1.0	3.0	8.0	2.0	5.0
銀行、保険会社などの金融機関	70	57.1	31.4	2.9	0.0	4.3	0.0	4.3
郵便、電気事業、水道、電気、ガス事業等	40	62.5	17.5	2.5	5.0	7.5	0.0	5.0
駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、居客船ターミナル	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両	19	26.3	47.4	5.3	5.3	10.5	0.0	5.3
図書館、博物館、美術館	10	80.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0
動物園、植物園、遊園地	3	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0
老人ホーム、保育所などの社会福祉施設	181	60.8	25.4	2.8	0.6	3.9	0.0	6.6
官公庁施設(上記学校から社会福祉施設に該当するものを除く)	101	47.5	34.7	3.0	1.0	10.9	0.0	3.0
<b>第1種施設 計</b>	<b>1,049</b>	<b>65.3</b>	<b>20.0</b>	<b>2.1</b>	<b>1.4</b>	<b>5.6</b>	<b>0.5</b>	<b>5.1</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(第2種施設)	224	35.3	21.9	7.1	1.8	17.0	10.7	6.3
ホテル、旅館などの宿泊施設(第2種施設)	150	12.7	42.7	16.7	0.7	12.7	4.0	10.7
ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	61	18.0	27.9	26.2	3.3	19.7	0.0	4.9
これらに該当しないサービス施設	342	47.7	26.3	2.6	2.0	7.9	4.1	9.4
<b>第2種施設 計</b>	<b>777</b>	<b>35.0</b>	<b>28.3</b>	<b>8.5</b>	<b>1.8</b>	<b>12.4</b>	<b>5.7</b>	<b>8.4</b>
<b>第1種施設+第2種施設 合計</b>	<b>1,826</b>	<b>52.4</b>	<b>23.5</b>	<b>4.8</b>	<b>1.6</b>	<b>8.5</b>	<b>2.7</b>	<b>6.5</b>
食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(特例第2種施設)	345	31.3	10.7	4.1	2.0	27.2	19.1	5.5
キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	13	0.0	7.7	0.0	0.0	53.8	30.8	7.7
ホテル、旅館などの宿泊施設(特例第2種施設)	68	17.6	17.6	19.1	5.9	30.9	5.9	2.9
マージャン店、パチンコ店及び類似施設	96	4.2	19.8	14.6	2.1	41.7	14.6	3.1
<b>特例第2種施設 計</b>	<b>522</b>	<b>23.8</b>	<b>13.2</b>	<b>7.9</b>	<b>2.5</b>	<b>31.0</b>	<b>16.9</b>	<b>4.8</b>
無回答	86	33.7	22.1	3.5	1.2	11.6	5.8	22.1
<b>全 体</b>	<b>2,434</b>	<b>45.6</b>	<b>21.3</b>	<b>5.4</b>	<b>1.8</b>	<b>13.4</b>	<b>5.8</b>	<b>6.7</b>